

「新しい経済社会システム」の構築
— 600兆円経済の実現 —

平成28年4月19日

自由民主党
日本経済再生本部

目次

1. 日本経済の現状と課題	1
(1) アベノミクスの成果	1
(2) 海外におけるリスクの高まり	1
(3) 日本経済の課題	2
2. 新三本の矢による「新しい経済社会システム」の構築	2
(1) 「新しい経済社会システム」構築の必要性	2
(2) 成長と分配の好循環	3
3. 「新しい経済社会システム」構築による600兆円経済実現の基本的考え方	4
(1) 名目GDP600兆円目標の必要性	4
(2) 600兆円経済実現に向けた政策の基本方針	4
(3) 重点的に取り組むべき政策10本柱	5
4. 個別分野の政策	11
(1) 第4次産業革命	11
(2) 人づくり・人材育成	15
(3) イノベーション (Society 5.0)	17
(4) 働き方改革	21
(5) 成長資金の十分な供給	24
(6) コーポレートガバナンス	31
(7) 個人消費の拡大	33
(8) 潜在需要の顕在化	35
(9) 健康医療	36
(10) エネルギー・環境	39
(11) 住宅	42
(12) スポーツ・文化	44
(13) サービス産業	47
(14) 中小・小規模事業者	49
(15) ベンチャー	51
(16) 農林水産業	54
(17) 観光	57

(18) 女性の活躍推進	59
(19) 規制改革	61
(20) 地方創生の推進	62
(21) 社会インフラ整備	64
(22) TPPの活用	66
(23) インフラシステム輸出	68
5. 現下の経済状況への対応	70
(1) 現下の経済状況と内外のリスク要因	70
(2) 必要な政策対応について	70

「新しい経済社会システム」の構築
－600兆円経済の実現－

1. 日本経済の現状と課題

(1) アベノミクスの成果

安倍政権は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢を次々と放ち、「アベノミクス」を強力に推し進めてきた。

政権発足から3年以上が経過し、アベノミクスは各種経済指標が示す通り、大きな成果を挙げ、日本経済は、もはやデフレではないという状況まで来た。

例えば、名目GDPは2013年4-6月以降前年比プラスとなり、2015年にはおよそ500兆円まで回復した。税収も国・地方合わせて21兆円増加した。

企業収益は過去最高、倒産件数は2年連続で1万件を下回るなど、企業を取り巻く環境は改善している。

有効求人倍率は全ての都道府県で上昇し、全国で24年ぶりの高水準、就業者数は110万人以上の増加となった。賃上げは、ベアが、3年連続、多くの企業で実現する見込みとなっており、最低賃金は3年連続で大幅に引き上げられ、雇用・所得環境も改善している。

一方、地方の中小・小規模事業者にとって、未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない状況にあり、地方の隅々まで暖かい風を届けるべく、ローカル・アベノミクスに取り組んでいる。

(2) 海外におけるリスクの高まり

他方、世界の景気は、全体としては緩やかに回復しているが、弱さも見られる。

中国では、内需特に消費主導の持続的な成長モデルへの転換が進む中、景気が緩やかに減速している。投資が弱い伸びとなり、輸出は減少しており、生産の伸びも鈍化している。粗鋼や石炭等で過剰設備を抱えており、生産能力を数年かけて削減する方針を発表している。これに伴い、多くの失業者が発生する可能性がある。不動産価格や金融市場の動向等によっては、さらに景気が悪化するリスクがある。

原油、銅、石炭、鉄鉱石など資源価格は大幅に下落している。原油の需給は当面供給過剰が続くと予想されており、過剰在庫から長期にわたり価格が低迷する可能性がある。こうした中、主な産油国の経済成長は鈍化している。

内外の金融市場は不安定な動きを示している。株価の振れは大きく、円高ドル安方向にレンジがシフトした。米国は景気回復に伴い政策金利を上げていく方向

にあるが、今後の動向に対する不透明感が強まっている。欧州には、中東やアフリカから難民の流入が続いており、政治・経済に与える影響が懸念されている。

グローバルな金余りが常態化する中で、原油・商品・外国為替等多くの市場で不確実性が高まるとともに、中国経済等の不透明感から、世界的に投資家のリスク回避姿勢が過度に広まっている。

(3) 日本経済の課題

海外経済に弱さが見られる中で、年初来、日本経済も、実質賃金の伸びが緩やかなものにとどまる中、個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっている。GDPギャップは緩やかな縮小傾向にはあるが、未だマイナスである。個人消費の動向をみると、地域間でばらつきもみられ、地方によっては経済環境に厳しさがあるのも事実である。

経済成長の隘路の根本には、少子高齢化という構造的な問題がある。この30年ほどの間、出生率は大幅に低下（1984年1.81から2005年1.26まで低下し、その後も1.3～1.4程度で推移）し、高齢化率は着実に上昇（1984年9.9%から2014年26.0%）した。こうした少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。少子高齢化は、構造的な課題であり、一朝一夕に克服できるものではない。アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今こそ、将来に先送りすることなく、真正面から取り組まなければならない。その際、イノベーション・生産性の向上と、働き方改革が、2つの大きな課題である。これらの2大課題の解消が、将来に対する不安・悲観の払拭につながる。

こうした取組の中で、国民一人ひとりの安心感が醸成され、将来の見通しが確かになることにより、消費の底上げ、投資の拡大が促され、経済の好循環がより一層強化される。また、個々人の多様な能力が十分に発揮され、多様性が認められる社会を実現していくことにより、新たな着想によるイノベーションの創出を通じた生産性の向上によって経済成長を加速することが期待される。

なお、本年1月、日本銀行はこれまでの金融緩和政策からさらに一步踏み込み、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入した。これにより、イールドカーブ全体が押し下げられ、住宅ローン金利の低下による住宅投資の拡大などが期待されるが、今の状況を金融政策のみで立て直すというのには限界がある。現下のマイナス金利環境を活かし必要な投資を進める道筋を検討する必要がある。

2. 新三本の矢による「新しい経済社会システム」の構築

(1) 「新しい経済社会システム」構築の必要性

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」と

いうこれまでの三本の矢を総動員して、実体経済に直接働きかけ、経済のパイを広げて、所得として分配するための原資を確保する必要があるのみならず、更に強化し、所得の増加を消費の増加につなげ、これが投資を呼び、さらなる成長や分配につながる「新しい経済社会システム」を実現しなければならない。それが「新三本の矢」である。

アベノミクス「三本の矢」により回り始めた経済の好循環を、一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め、日本経済全体の持続的な拡大均衡を目指さなければならない。まさに今はアベノミクスの正念場である。

このため、「600兆円経済の実現」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を的とする「新三本の矢」を放ち、一億総活躍社会の実現を目指す。

中でも、新・第一の矢の600兆円経済の実現を通じて、イノベーションが促進され、国民のニーズに応える財・サービス、新たな投資、希望をかなえる雇用が生み出され、産業構造が変革される。こうした対応によって、デフレからの脱却を確実に進めていく。

600兆円経済の実現に向けては、新たな有望成長市場の創出・拡大、生産性の抜本的向上、成長を支える人材の質・量の拡充が必要であり、これを実現するための成長戦略が大きなカギとなる。

また、新・第二の矢の希望出生率1.8、新・第三の矢の介護離職ゼロの実現は、国民一人ひとりの希望の実現を支え、人口減少・高齢化による将来不安を払拭し、日本の経済社会の持続的成長力を高める。働き方や教育の仕組みを変え、日本の将来を担う世代、支援を必要とする人を社会が支え、社会参加・社会貢献を拡大する。

日本経済再生本部は、一億総活躍社会の実現のため、「新しい経済社会システム」の構築に向けて内外の諸課題を整理・検討し、対応策をとりまとめる。

(2) 成長と分配の好循環

「新三本の矢」は、この好循環を一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すものである。国民一人ひとりの、もっと働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていく政策パッケージである。

「経済・財政再生計画」の枠組みの下、経済成長が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済の一段の成長に寄与する。これらは、持続的・安定的な社会保障制度の財政的基盤の確立にも資するものであり、国民の将来不安を解消することを通じて消費を拡大させ、また、低所得者層や若年層等の社会的弱者のためのセーフティネットを確保することにもつながるものである。

国民の生活の基盤である地方創生は、一億総活躍社会実現の前提となるものであり、アベノミクスの恩恵を未だ必ずしも実感できていない地方に暖かい風を届けるべく、ローカル・アベノミクスを推進する。

3. 「新しい経済社会システム」構築による 600 兆円経済実現の基本的考え方

(1) 名目 GDP 600 兆円目標の必要性

過去 20 年近く続いたデフレの問題点は、企業の売上を下押し、投資を抑制し、就業者の賃金の伸び悩みをもたらし、消費を下押ししたことだと言われている。

しかしながら 20 年続いたデフレの最大の問題点は、デフレ状況に国民が慣れてしまい、国民生活や企業活動等様々な面で、今日よりも明日の向上を目指す心を国民が失ってしまったというマインド面である。この萎縮したマインドが実体経済に及び、更に経済に悪影響を与えるという悪循環になってしまっていた。

それを象徴的に表すのが名目 GDP の低下である。

インフレの時代には、実質 GDP 重視の考え方で良かったかもしれないが、国民の日常の買い物や企業の取引は、実質ではなく名目で行われているのであり、特にデフレの時には、実質 GDP だけでなく名目 GDP にも注目しなければならない。

1997 年に 523 兆円に達していた我が国の名目 GDP は、リーマンショック後の 2009 年には 471 兆円まで低下し、2012 年でも 475 兆円というデフレの負の連鎖が続いていた。

しかしながら、2012 年 12 月に成立した第 2 次安倍内閣が打ち出したアベノミクスが、デフレの流れを反転させ、もはやデフレではないという状況を作り出した。名目 GDP は 2013 年 4-6 月以降前年比プラスとなり、2015 年にはおよそ 500 兆円まで回復した。こうした好循環を拡大していくためには、実質成長・名目成長の伸び率を目標とすることに加えて、名目 GDP の金額自体を目標とした経済財政運営が有用である。

よって、実質 2 % 程度、名目 3 % 程度を上回る経済成長により、2020 年頃に名目 GDP 600 兆円を目指すこととする。

(2) 600 兆円経済実現に向けた政策の基本方針

新三本の矢を一体的に進めることで、「成長と分配の好循環」の実現に向け、我が国の財政状況を鑑み、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」という基本哲学の下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、以下のような基本方針で経済財政運営を進める。

- ① 日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない。
- ② 世界経済の回復のための国際協調に向け、適切に対処する。

- ③ 平成 29 年 4 月の消費税率引上げを控え、環境を整備する。
- ④ 少子化などの構造問題に正面から取り組み、働きたいとする者の希望を実現し、一億総活躍社会を構築する。
- ⑤ サプライサイドの強化により所得や需要を増加させ、所得や需要の増加を持続的成長に結び付けるとともに、ローカル・アベノミクスを深化させることで「成長と分配の好循環」を一層強化する。
- ⑥ 「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行し、国・地方を通じたワイズ・スペンディングを徹底し、的確な資源配分を行うことで、持続的・健全な発展につなげる。
- ⑦ 新三本の矢に関する政策について、政府はロードマップの作成やKPIの設定等により、工程管理を行い、政策を着実に実行していく。

(3) 重点的に取り組むべき政策 10 本柱

イ. 上記基本方針に従い、以下の観点から、政策を重点化すべきである。

- ・「新しい経済社会システム」の構築のためには、人口減少下ということを鑑みれば、イノベーションと働き方改革による生産性の向上と労働力の確保が重要である。これらの政策により、サプライサイドを強化し、それとともに、供給に見合った需要を確保していく。同時に、成長の成果を適正に分配し、成長と分配の好循環を作り出していくことが必要である。
- ・イノベーションや働き方改革といった経済・社会の大きな構造変化への対応を図るため、政策手法として規制改革等の制度改革を重視する。
- ・女性も男性も、子供から若者、壮年者、高齢者まで、一人一人の国民が日々暮らしている生活の場である地域の創生・活性化、年齢にかかわらず活躍できる環境作りも忘れてはならない。
- ・我が国最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である。全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要である。
- ・否応なしに進むグローバル化を忌避して人口が減少する日本市場のみを相手にするのではなく、まだまだ若者の人口増が続く世界の市場を相手として、TPP等を活用し、世界の需要を取り込んでいくことも重要である。
- ・人口減少下でも生産性を向上させるストック効果の高い社会資本整備・国土強靱化も重要である。「賢く投資・賢く使う」インフラマネジメント戦略の下、ストック効果を最大化し、社会資本整備・メンテナンスの全プロセスを通じた生産性を向上させる。

ロ. 具体的な重点政策 10 本柱

以上のような観点から、新三本の矢、特に第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を作り上げるため、以下の10本の重点政策の柱の下に、「4.」に掲げる23の個別分野の政策の推進に取り組む。なお、新第二・第三の矢については、自民党一億総活躍推進本部の報告において扱う。

①イノベーションと人材育成で切り開く第4次産業革命

- ・成熟段階にありかつ人口減少下にある我が国では、成長の3要素のうち労働力と資本の今後の伸びには一定の限界があり、カギとなるのは生産性である。
- ・生産性を大きく伸ばすためには、新しい産業技術の開発、すなわちイノベーションの不断の実現が必要である。特に、近年世界各地で急速に進展しているIoT・ビッグデータ・ロボット・人工知能等によるいわゆる第4次産業革命の波に乗り、我が国が第4次産業革命のリーディングカントリーになることが重要である。
- ・そのためにも、オープン&クローズ戦略に基づく重層的な知的財産・標準化戦略を強化し、データ利活用等を念頭に新たな知財システムを構築すべきである。
- ・第4次産業革命は従来にも増して知恵の競争であるため、イノベーションを担う人材育成、人材開発にも相当な力を入れるべきである。
- ・豊かな自然環境の下でこそ、イノベティブな仕事ができる。地方におけるイノベーションを促進し、地方創生に結び付けるべきである。

②新しい時代に適応するための働き方改革

- ・いわゆる日本型雇用システムは、大量生産・大量消費の時代には合理的なシステムであり、我が国の高度経済成長の成功基盤となった。
- ・しかしながら、第4次産業革命の波が押し寄せる現代や、少子高齢化の中での一億総活躍社会の実現にとっては、日本型雇用システムはむしろ阻害要因となっている。かつての成功基盤であるだけに愛着がある者も多いが、新しい時代に適応するために日本型雇用システムを変革する必要性が、従来から指摘されている。
- ・また、正規雇用労働者のような勤続年数に応じた収入増加を見込めない非正規雇用労働者や、経済的余裕のなさにより結婚・出産・子育てに関する希望を実現しにくい若年層が増えている。こうした低所得層・若年層にきちんと目配りし、その生活基盤を確保できる雇用システムを構築していく必要がある。
- ・人口減少下では、働きたいという希望があるにもかかわらず様々な阻害要因によって働くことの出来ない女性や高齢者等の活用を図ることや、第4次産業革命の進展に対応して新たな成長分野に人材を移動させていくことは極めて重要である。
- ・このため、同一労働同一賃金・高齢者雇用促進・長時間労働是正をはじめ、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる新しい働き方を確立していくことが必要である。円滑な労働移動支援と一人ひとりの労働生産性の向上により、日本経済全体の生産性を向上させGDPの増加を図り、その成果配分としての賃金・

所得の拡大が消費の拡大をもたらすという好循環を目指す。

- ・政労使の合意や決定を踏まえた取組を着実に実施することにより、下請等中小企業の取引価格の転嫁等に総合的に取り組み、賃上げ・雇用環境の更なる改善につなげていく。
- ・我が国の労働力の絶対的不足を鑑みれば、未だ国民的理解の得られていない移民政策とは別に、外国人材活用の在り方について総合的に検討を行い、新たな在留資格の創設なども検討すべきである。

③成長資金の十分な供給

- ・労働力・資本・生産性という成長の3要素に劣らぬ重要性を持つのが、成長分野へのリスクマネー等の供給である。
- ・我が国の資金供給の現状は、金融当局の大胆な緩和にも関わらず、資金が真に必要なとされている分野に十分に行きわたっていないという「金融の目詰まり」が指摘されており、地域金融機関を中心に金融仲介機能の質の向上が必要である。
- ・我が国の家計金融資産は、現預金等に偏り、株式等への分散投資が進まない流れを変え、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを実現するための取組みが必要である。
- ・企業が、これまでのトラウマなどにより内部留保として惰性で貯め込んでいる現預金を、設備投資や人的資本への投資に振り向けるなど、稼ぐ力の更なる向上にむけ「生きたお金として」活用するために、コーポレートガバナンス改革の実効性の向上が不可欠である。
- ・必要な成長資金供給を行うため設立されている官民ファンドについては、民間資金の呼び水効果を十分発揮できるようその活性化が必要である。
- ・金融・IT融合の動きである FinTech について、利用者保護等の観点も踏まえつつ、戦略的に対応し、利用者利便の向上と我が国金融の国際競争力の確保を図るべきである。

④経済の大黒柱である個人消費の拡大

- ・経済のサービス産業化等に伴い、GDPに占める民間消費の割合は増加を続け、1994年の55.3%から2015年には58.6%まで増加している。正に消費が経済の大黒柱となっているのである。
- ・アベノミクスの成果により総雇用者所得は増加しているにもかかわらず、消費は力強さを欠いている。
- ・その理由としては、
 - i) 実質賃金の伸びが緩やかなものにとどまっていること
 - ii) 非正規雇用の増大による所得の低迷、社会保障の負担増、厳しい子育て環境等のため、若年世代を中心とした将来不安が存在すること
 - iii) 国民のニーズの変化や潜在的な国民のニーズに対応して新たな財やサービス

の提供が行われていないこと
等がある。

- ・これらに対応するため、以下の施策を進めるべきである。
 - i) 働きたい、より長く働きたいという希望があるにもかかわらず、様々な阻害要因により働けない者の働く希望を実現し、国民全体の所得の拡大を目指す。
 - ii) 経済の成長や企業の収益に見合った実質賃金の上昇、最低賃金の引上げを図る。3年連続で多くの企業において、賃金・一時金の引上げが実現したが、この流れを中小企業、非正規雇用者へと広げ、更に、来年以降の賃上げへとつなげていく。最低賃金については、過去3年間で50円程度引き上げており、全国加重平均で1,000円を目指していく。
 - iii) 子育て世代の人口減少高齢化の下での負担感の増大や社会保障の持続可能性といった点での不安、高齢者の資産や可処分所得の先行きに対する不安等を払拭することを通じて、消費者マインドの向上を図る。
 - iv) 国民の所有する資産は年々増大している。土地建物資産は1000兆円、相続資産は毎年50兆円発生している。これらの資産について、既存住宅や空き家等を含め有効活用を図る。

⑤潜在需要の顕在化と新たな有望成長市場の創出・拡大

- ・少子化、高齢化、グローバル化等の時代の変化に対応した必要にもかかわらず顕在化していない潜在需要を発掘することによって、消費を拡大するのみならず、国民に新たな生活の豊かさをもたらす。
- ・健康医療、エネルギー、住宅、スポーツ・文化、サービス産業、ベンチャー、農業、観光などの分野は、確実に巨大なグローバル市場を形成していくとともに、地域にとっても主力となる産業である。イノベーションによって技術力や提供するサービスを更に高度にしていくとともに、ビジネスの展開を阻む規制・制度や慣習を打破しつつ、ビジネスを展開するインフラを整備していくべきである。また、中小・小規模事業者に対して適切な目配りを行うべきである。そうすることにより、地域にも成長の果実を届け、ローカル・アベノミクスを成功に導くべきである。

⑥好循環に繋がる分配

- ・分配を考えるに当たって重要なことは、単に今あるものを「分配」ということではなく、「分配」が次の成長に繋がる「成長と分配の好循環」のメカニズムで考えることである。
- ・現在の我が国でこのことを具体的に考えると、アベノミクスの成果を活用し、子育て支援、社会保障の基盤を強化することにより将来不安を解消する⇒将来への安心が確保されることにより、消費の底上げ、投資の拡大、生産性や労働参加率の向上に繋がる⇒「強い経済」の実現を一層確かなものとしていく、という好循環

環のメカニズムを確立することである。

- ・この過程で忘れてはならないことは、「成長と分配の好循環」の中で、格差の固定化を防止することによって、「明日には豊かになれる」、「いつまでも弱者ではない」という将来への希望を持つことの出来る社会を作り上げていくことである。

⑦女性の活躍推進

- ・アベノミクスはウィメノミクス、女性の中に眠る高い潜在能力を十二分に開花させることが、日本を再び成長軌道に乗せるための原動力である。
- ・女性活躍の最大の壁である、男性中心の長時間労働を前提とする働き方文化を変えていくことが極めて重要である。
- ・指導的立場にある女性を増やすとともに、将来さらに多くの指導的立場の女性が誕生しやすい環境を整えることにより、企業、そして社会全体の在り方を変えていくことが必要である。
- ・限られた時間で効率的に働くことを評価する企業文化を広げ、男性も積極的に育児休業を取得し、家事や育児を男女で共に担う。それを当たり前にしなければならない。

⑧規制改革等の制度改革

イ. 規制改革

- ・戦後 50 年、高度経済成長の終了から約 15 年、バブル経済の崩壊に苦しむ中で、1995 年以来 20 年に渡り、創設された時は意味があった規制であったが、時代の変化により国民生活や企業活動の阻害となったものを変革するため、規制改革が行われてきた。
- ・安倍政権では、農業、医療、エネルギーといった分野における制度改革についても、大胆かつスピード感を持って取り組んできた。その成果の発揮は、正にこれからである。
- ・現在の規制改革会議は本年 7 月末に設置期限を迎えるが、その後の推進母体の在り方を含めて、規制改革を強力に推進していくための方策を検討していくことが必要である。
- ・その際、以下の 3 種の取組が必要である。
 - i) 長年議論されながら改革が難しいいわゆる岩盤規制への取組。具体的には、医療・介護・保育・農業等の官製市場に関する規制と、労働市場に関する規制。
 - ii) 新たなニーズに対応するための規制への取組。この場合新たな規制を創設することが必要な場合もある。
 - iii) 現場のニーズに対応しなくなった規制を迅速に改変する仕組みへの取組。
- ・一部の新規参入者が勝者となり多数の敗者が生まれる、というのではなく、既存の事業者にとっても、新規参入者にとっても、win-win であることが望ましい。そのような改革の在り方を追求する姿勢が重要である。

ロ. 経済・社会の変化に対応した行政の変革

- ・日本の行政手続きの効率性は、国際的にも低水準にある。行政手続きの簡素化・効率化・オンライン化を進め、行政サービスの質と効率を改善すべきである。
- ・改革工程表及びKPIと行政事業レビューが、車の両輪としてPDCAサイクルを回す仕組みを推進すべきである。
- ・また、自立した参加型社会を実現していくため、公益信託法制や公益法人制度の見直し等を通じ、民間の公益活動の活性化を図るべきである。

⑨地方創生

- ・人口減少が地域経済に市場規模の縮小と人手不足をもたらし、それによる経済の縮小がさらなる人口減少をもたらすという、人口減少と地域経済縮小の悪循環を克服しなければならない。
- ・このため、地方の雇用を生み出す、農林水産業の強化、観光振興、地方創生の促進、国土強靱化等、ローカル・アベノミクスの実現に向けた取組を更に推進していくことが必要である。
- ・需要創出面（フロー面）のみならず、社会インフラの本来の機能である生産性の向上や生活の質の向上のためのストック面も含めた経済効果が高い交通インフラや観光インフラを計画的に整備することが必要である。
- ・それぞれの地域において、地域包括ケアシステムの整備、災害時の体制整備、互助・共助の体制づくり等を通じた、地域コミュニティの絆の再生・確立を図っていく。

⑩海外経済の取り込み

- ・人口減少局面にある我が国において、国内市場規模の飛躍的拡大が期待できない中、近隣のアジア等には拡大する成長市場が数多く存在しており、これらの海外市場の活力を我が国の経済成長に取り込むことの重要性は益々高まっている。
- ・昨年末に大筋合意したTPPは、人口8億人、世界のGDPの約4割である3100兆円という、かつてない規模の市場を包含する経済連携であり、これを通じた輸出拡大や、地方の中堅・中小企業を含む企業の海外展開を促進するとともに、対日直接投資の更なる拡大やインフラシステムの輸出を目指していくことが重要である。

4. 個別分野の政策

(1) 第4次産業革命

〔基本理念〕

IoT やビッグデータ、人工知能といった第4次産業革命とも言うべき破壊的イノベーションが、経済や社会の構造を根本から変容させようとしている。

全てのものがインターネットでつながり、そこから生まれる大量のデータが人工知能により分析され、これがロボットや情報端末を通じて実社会に影響を与えることによって、今まで実現できなかった、あるいは今まで想像だにできなかった商品やサービスが次々に創出される可能性が高い。

これは、人口減少・少子高齢化といった社会課題やこれに伴う成長制約を乗り越える千載一遇のチャンスである。他方、第4次産業革命に係るグローバル競争はボーダーレスかつ熾烈さを増しており、官民を挙げて適切に対応しなければ、我が国経済は大幅に競争力を喪失する恐れがある。

政府は、こうしたチャンスを確実に成長と社会課題解決につなげていくため、個人や企業、社会が今後進んで行くべき経路と官民を挙げて取り組むべき課題を明らかにするための「羅針盤」を示し、政策手段を総動員すべきである。

〔政策提言〕

○省庁横断的取組のための司令塔の設置

省庁の壁を越えて戦略的取組を推進するため、人材育成や技術開発等について、一元的な施策の立案・実行・検証を行う司令塔を設置すべきである。

○データ利活用に向けた環境整備

第4次産業革命の競争において、日本の最大の弱みは、社会的に利活用されるべき膨大なデータの組織を超えた集積・分析にある。散在する情報のうち協調して利活用が進められるものを特定し、これの利活用の促進を進めるための策を検討すべきである。

- 日本の強みを活かしたデータプラットフォーム構築に向け、国際標準化やデータの共有を進めるプロジェクト（スマート工場、自動走行地図、個人の状況に合った「個別化健康サービス」等）を推進。グローバルにデータを獲得し、そのデータを利活用した新たな製品・サービスの創出を支援。課題先進国である立場を活かし、高齢化社会への対応や防災対応をはじめ我が国のみならずグローバルな社会課題解決に繋がる市場の獲得を目指す。
- 従来の対面・書面原則を転換し、「原則IT」を基本とする包括的な法制を整理するとともに、治療や検査のデータを簡便に収集し、安全に管理・匿名化を行う機関を創設する法

制度を整備

- 安心してデータ利活用ができるようにするためのセキュリティ対策として、あらゆる関連分野における研究開発や人材育成を官民で進めるための機関を設置し、海外の専門機関との連携を推進
- 「IoT 推進コンソーシアム」を通じた、国内外での具体的なビジネスモデルの創出や規制改革・標準化等に係る課題の抽出

○人材育成・獲得の推進、雇用の柔軟性向上

第4次産業革命のグローバル競争を勝ち抜くためには、多様な人材を社会でフル活用していくことが必要。

このため、成長分野や新ビジネスへの迅速な労働移動を可能とする労働市場の流動性向上を実現すべきである。

- 第4次産業革命時における産業界のニーズにも対応し、大学改革、国立研究開発法人の機能強化を推進。まずは、指定国立大学や特定国立研究開発法人において、早期に人工知能やロボットに係る世界トップレベル拠点を創出
- 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」において、IT・データなど第4次産業革命に必要なスキルの習得を実現し、人工知能やロボットに代替されない高付加価値な人材を育成するシステムを構築
- 産業の壁が融解する中、自社とは異なる産業の知識・経験を持った幹部候補生を育成するため、他社での実務経験等を通じた人材育成への支援を実施

○イノベーション・技術開発の加速化

第4次産業革命におけるビジネスモデルの鍵を握る基盤技術は発展めざましい人工知能である。人工知能を基盤としてあらゆる基礎研究から実用化にまで幅広く利活用し、関連分野の研究開発・事業化を強力に推進することが必要。そのため、技術戦略に関するロードマップを早急に作成すべきである。

- 人工知能技術開発及び実用化に向けて、総務省、文部科学省、経済産業省の3省間における縦割りを排し、それぞれが所管する研究開発法人、新たに創設する指定国立大学や卓越大学院、民間研究機関まで一体となったオールジャパンの推進体制を構築。
- 人工知能を基盤として様々な分野における基礎研究から実用化研究に幅広く利活用する世界最先端のナショナルプロジェクトを創設。具体的には日本が強みをもつロボット分野や今後グローバルに発展が期待されるバイオ分野等の分野を特定した上で、AI技術を活用した新たな要素技術開発から実用開発技術まで一環した研究開発を展開する。グローバルトップの研究者の参画も得て、分野融合型のオープンイノベーションを推進。

○新たなイノベーションを生み出すソフト（制度）・ハード両面のインフラ整備

第4次産業革命においては、破壊的なイノベーションを柔軟かつ迅速に生み出すことが不可欠であり、規制制度自体もこうした新たな時代に対応するべく抜本的に見直す必要がある。そのため、長期的な将来像を官民で共有し、具体的な目標を設定し、それを実現するための必要な取り組み（規制改革、事業促進策、標準化等）のロードマップを描き、具体的改革を進める新たなメカニズムを確立し、従来の規制からイノベーションを促すための新たな規制体系へと転換するべきである。

さらに、こうした規制制度整備と一体となって、第4次産業革命を進めて行くにあたって必要となるハードインフラについても世界に先駆けて整備を実施すべきである。

【例】

- 工場現場における人とロボットの協調を抜本的に推進するため、改正された労働安全衛生法に基づくリスク評価に関するガイドラインの策定や相談体制の拡充等あらゆる措置を講じる。
- 在宅及び介護施設双方において、介護ロボット等の活用を通じて、介護現場の負担軽減と、介護の質・生産性の向上を進める。
- ドローンの商用利用を可能な限り早期に実現する。そのために航空法、電波法等の規制制度の整備及び運航管理システムの構築を世界に先駆けて実現する。

○行政における革新的な生産性向上

社会課題の増加は、ややもすると行政の肥大化につながりがちである。第4次産業革命の果実を行政が率先して取り込んで行くことで行政の生産性向上につながるとともに、行政が保有する莫大なリアルデータの一段の公開を通じて、社会課題の官民による効率的な解決につながっていくべきである。

- 政府・自治体が保有する公的データを網羅的に調査・整理した上で、企業関連情報、登記情報をはじめ各種情報をデータ解析可能な形で公開し、民間における利活用基盤を構築する。
- 政府・自治体が大量に保有する公的データについては、人工知能の利活用可能性を検討することにより、行政サービスの質の抜本的向上を実現する。

○第4次産業革命を行き渡らせるための中小企業支援

第4次産業革命の技術は、従来は大企業しかなし得ない莫大なシステム投資の必要性を低下させ、中堅・中小企業でも大企業並みの生産性を実現することができる絶好の機会である。中堅・中小企業におけるこうした攻めの「第4次産業革命投資」を強力に支援することで、日本経済の足腰を強くするとともに、地域経済活性化につなげるべきである。

○産業構造・就業構造転換の円滑化

第4次産業革命により開けるフロンティアに積極・果敢に企業が挑戦することで、新たな

産業のかたちが生まれ、産業構造・就業構造の転換がスムーズに進むことが可能となる。こうした企業の挑戦を効果的に促すため、オープンイノベーションや事業再編の促進、リスクマネー供給の強化など、産業構造転換を支援する政策的な措置を行うべきである。

○社会的な認識の深化

第4次産業革命は個人・経済・社会に多大な利益をもたらすものの、革新的な技術に対する国民及び社会的な認知と理解がなければ、データの利活用促進が進まず、サービスの普及が阻害される。こうした事態を回避するため、安心したデータ流通のための環境整備に努めることは勿論、政府・与党が一体となってその必要性を社会に訴えていくべきである。

(2) 人づくり・人材育成

〔基本理念〕

第4次産業革命によって、我が国の仕事や働き方を取り巻く環境は大きく変化していく。具体的には、AI、IoT、ビッグデータの出現や幅広い産業分野でこうした技術の活用により、定型労働に加えて非定型労働においても従来の人材ニーズが低下する一方、新技術を活用したビジネスの企画立案やマネジメント、技術では代替できない質の高い対人サービスや個人のセンスを活かした仕事など新たな雇用ニーズが発生していくことが予想される。

一方、我が国の労働生産性は欧米諸国と比較して低水準となっており、少子高齢化の進展により労働力の供給制約が予想される中で、一人ひとりの労働者の生産性を向上させることが重要であり、また、IT人材や成長分野における人材の育成を強化する必要がある。

少子高齢化の進展や経済のグローバル化の深化を踏まえ、こうしたニーズに対応し、未来に向けて産業を支えていく人材を育成していくことは、GDP 600兆円の達成を含めた将来にわたる経済成長を支える基盤である。

〔政策提言〕

○ 人材力向上の官民の羅針盤となる将来ビジョンの早期策定

技術革新の進展が著しい中、第4次産業革命を視野に入れた対応への検討に時間を要して遅れることのないように、新産業構造ビジョンを早期に策定すべきである。

○ 第4次産業革命を見据えた教育内容等の抜本的な改善

第4次産業革命を見据え、グローバル競争が激化する中で勝ち抜いていくため、高等教育段階においてIT関係（データサイエンス、セキュリティ）などの高度専門人材の育成に大胆に取り組むべきである。

また、今後、幅広い分野でITの利活用が進むなど身近な生活を含め社会や産業が大きく変化していくため、特に初等中等教育段階における学校教育において、地域・社会と連携しながら、読み・書き・計算といった基礎学力をしっかりと身に付けつつ、教育内容や指導方法等を見直すことや、外部人材等の活用など地域・社会との連携・協働を一層進めることにより、問題の発見・解決能力の向上やITリテラシーといった次世代に求められる資質・能力の育成の飛躍的拡大を図るべきである。さらに、高度グローバル人材育成の最前線にある海外の日本人学校等で先進的プログラム等を推進し、教育水準の強化等に取り組むべきである。

○ 専門職大学院等における生産性向上のための人材輩出機能の強化

イノベーション人材や経営人材を育成するため、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる産業分野の強化といった各校の特徴を伸ばす振興策を講じるなど、専門職大学院の

機能を抜本的に強化すべきである。また、現在検討中の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を成長戦略に資するものとなるよう制度化を図るべきである。

○ 時代の変化に対応するための生涯を通じた学び直し機能の強化

少子高齢化の進展や産業構造・就業構造の急速な変化の中、成長分野に必要な人材の活躍を可能とするためには、これまでの個別企業における長期雇用を前提とした人材育成だけではなく、個人が「就社」意識から脱却し、それぞれの能力や個性に応じた専門性を磨き、持てる能力を存分に発揮できる職を選べるようにすることが重要であり、社会人の生涯を通じた学び直しの機能強化を図るべきである。また、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム等を充実させることにより、社会人が職業に必要な能力を向上する機会を拡大すべきである。更に、技術的革新の急速な進展に伴う新たな人材ニーズに対応して、効果的かつ良質な教育訓練サービスが提供されるよう取り組むべきである。

○ 業界の状況に応じた重点的な人材育成の支援

生産性の高いものづくり分野の人材を計画的に育成し、ものづくり日本の再興を図るため、在職者等に対する職業訓練を充実するとともに、若者に対する技能検定の受験料の減免や技能五輪国際大会の日本国内への誘致について検討すべきである。また、サービス産業を中心に成長分野における人材育成を支援するため、労働市場で活用される評価制度を整備するとともに、評価制度の構築や人材育成に取り組む企業への支援を充実すべきである。

○ 労働者の主体的なキャリア形成の支援

経済社会環境の変化に先手を打って対応していけるよう、労働者の主体的なキャリア形成を支援することが重要であり、ジョブ・カードの活用や定期的なキャリアコンサルティングを推進するとともに、関係省庁が連携して専門実践教育訓練給付の対象となる講座の充実に努めるべきである。

○ IT人材育成の強化

ITの持つ潜在力を発揮させることのできる人材育成を強化するため、高度なIT資格取得を目指す労働者の自発的な能力開発を支援するとともに、IT関連の職業訓練の推進や人材育成に取り組む企業等への助成を推進すべきである。あわせて、将来のIT人材育成に向け、学校段階からITへの興味を喚起していくことが必要である。

(3) イノベーション (Society 5.0)

〔基本理念〕

少子高齢化という供給制約を抱える我が国が持続的な経済成長を実現する上で鍵となるのがイノベーションである。IoT、ビッグデータ、人工知能等によるイノベーションが我が国の経済社会システムのあり様を大きく変革していく中で、こうした変化を先取りし、新たな経済社会システムの構築 (Society 5.0) に必要となる技術やシステムの開発、それらの社会実装のための制度改革を一体的に進めていくことが必要である。

また、こうした変革の波が我々の想像を超えるスピードで押し寄せる中で、いわゆる「自前主義」、すなわち各機関・組織がそれぞれの機関・組織の中で自己完結する対応に固執するのでは、熾烈化する世界の競争から取り残される。変革のスピードに対応し、第4次産業革命において日本が世界をリードするためには、従来の「おつきあいの産学官連携」を脱却し、新たなイノベーションを共に創り出す「共創」のプラットフォームを創り出すとともに、産業界がイノベーションにつながる中長期的・革新的な研究開発投資に積極的に取り組むための環境整備が不可欠である。そのためにも、オープン&クローズ戦略に基づく重層的な知的財産・標準化戦略を強化するとともに、イノベーションの源泉としてのデータ利活用等を念頭に新たな知財システムを構築することが重要である。あわせて、イノベーションの進展に伴う経済社会システムの変化を見据え、革新的な技術の担い手となる起業家人材や次代を担うイノベーション人材等の育成を戦略的かつ計画的に行っていくことが必要である。

こうした総合的取組によりイノベーション創出力を高め、それをもとに稼ぐことにつなげていく。

〔政策提言〕

○Society5.0に向けて

第5期科学技術基本計画に掲げられた「Society5.0」(超スマート社会)の取組について、例えば、都市だけでなく地方においても、自動走行車による移動手段の確保、分散型エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消、次世代医療ICT基盤の構築による地域包括ケアシステムの実現などのように、サイバー空間と現実空間の高度な融合によって新しい価値を生み出していく、その目指すべき社会の具体像と取り組むべき個別技術やシステム開発(高精度な三次元地図情報等の環境整備を含む)、制度改革の内容を明確にする取組を加速すべきである。その実現に向けて、関係府省が一体となって戦略立案を行うとともに、官民共同のプロジェクトを立ち上げることを検討すべきである。また、国の研究開発プロジェクトについても、技術分野ごとに競争領域・協調領域を明確化し、大学、国立研究開発法人、企業の資源を効果的・効率的に活用するとともに、そうした取組を支援する仕組みを検討すべきである。

○本格的な産学官連携と国立研究開発法人等の機能強化

「おつきあいの産学官連携」から本格的な産学官連携への転換を図るため、指定国立大学制度や特定国立研究開発法人制度をも積極的に活用し、グローバル連携も含めた本格的な産学連携を通じて、産学官金間の相互作用を強化し、JETRO と中小企業支援機関等によるグローバルアライアンスの推進や、地域金融機関等との連携強化により中堅・中小企業の発掘・支援のネットワーク等の対内直接投資推進施策も活用しながら、内外の企業等からの投資や新たな参画者を呼び込む中核的な研究開発・実証拠点の形成や産学官の「共創の場（オープンイノベーションプラットフォーム）」の構築をすべきである。その際、体制、知財の取扱い、共同研究の経費の見える化、クロスアポイントメント制度の活用、大学や研究機関等における事業プロデュース機能の強化等、産業界から改善が期待されている大学・研究開発法人の具体的な課題の解決に取り組むことが必要である。また、第5期科学技術基本計画における「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」との目標を実現するため、イノベーションにつながる企業の中長期的・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」に強く取り組むための経営層等の意識・行動改革を最大限後押しする環境の整備も必要である。

あわせて、産学官の「共創」のプラットフォームの機能を強化するため、様々な分野の研究基盤であるスーパーコンピュータや放射光施設をはじめとする最先端の大型研究施設の整備・共用を進めるとともに、新型基幹ロケット等の宇宙利用推進に繋がる技術開発、海洋資源探査等の海洋研究開発を進めることにより、新たな市場や社会の創造を通じた経済成長や健康長寿社会の実現等につなげていくべきである。

また、これらを推進するため、特定国立研究開発法人等の中核的な拠点において、企業等から将来を見据えた先行的な投資を引き出す取組やそのための魅力的な研究環境整備を進める。

産学官連携を人材・技術の流動化の観点から担保する制度の一つであるクロスアポイントメント制度については、その適用を受ける研究者の給与水準が適用前と比較して上がることでインセンティブの付与にもつながることも踏まえ、大学、研究機関及び企業の間における制度の積極的な活用を推進すべきである。また、これまで実施事例の少ない大学から企業へのクロスアポイントメント制度の活用をさらに促進すべきである。なお、学生が共同研究に参画する際には、秘密情報を適切に管理する観点から、大学が学生と雇用契約を締結する等の措置を講じるべきである。

○第4次産業革命等に対応した知的財産・国際標準獲得への取組

第4次産業革命とオープンイノベーションに対応した知財の創造・活用・保護の一連の強化のため、柔軟性のある権利制限規定の導入と新たなライセンスの仕組みの整備からなる次世代知財システムの構築を進めるとともに、中小企業団体、地方自治体、金融機関等幅広い関係者との連携による地方・中小企業・農業分野を含めた知財活用の普及・浸透を図るべき

である。また、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」等を通じたコンテンツと非コンテンツ産業との連携強化を進めるべきである。さらに、持続的な知的財産創出の基盤として、創造性の涵養や知財の保護・活用の理解増進に向けた知財教育の推進や、知的財産の価値を担保する最終手段である知財紛争処理システムの機能強化を図るべきである。

欧米に加えて近年は新興国が国際標準の獲得に力を入れてきていることをも踏まえ、我が国が技術的優位を有する先端技術分野における国際競争力を確保し、国内外の戦略的市場の獲得につなげるため、国立研究開発法人が国際標準化の取組を牽引するなど、国際標準化を推進する体制を政府主導により強化すべきである。また、国際標準化を企業の事業・経営戦略の一部として捉えるため、各企業における最高標準化責任者（CSO）の設置を促進するとともに、大学における標準化教育の拡充等を進めることで、標準化人材の育成に取り組むべきである。さらに、中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化の支援体制も強化するべきである。

○未来社会を創造する人材の育成・確保

産業界で活躍する理工系人材の質的充実・量的確保に向け、産学官の対話の場を継続的に設け、産学官が協働して産業界ニーズと高等教育のマッチング方策・専門教育の充実などに取り組むべきである。

AIをはじめ、未来社会を創造する人材の育成・確保に向けて、初等中等教育、高等教育、さらに研究者レベルまで、3つの各段階の課題に対応した体系的・総合的なイノベーション人材の育成施策を推進すべきである。特に、初等中等教育については、プログラミング教育の導入など、高度人材の裾野を広げる取組を推進すべきである。また、理数分野で突出した意欲や能力のある者を対象に、体系的な教育プログラムにより指導を行い、その能力を大きく伸ばすための新たな取り組みを全国各地で実施すべきである。さらに、高等教育においては、数理・情報教育の強化により、データ解析やプログラミング等の基本的知識を持ち、数理的思考やビッグデータ・AI等の基盤技術の新しい課題の発見・解決に活用できる人材の育成を促進するとともに、知の創造と活用を主導する博士人材を育成する卓越大学院（仮称）の形成に向けた各大学における構想作りを加速させるべきである。研究者の育成では、優れた若手研究者に安定かつ自立した研究環境を実現する卓越研究員制度を着実に推進するとともに、国立研究開発法人との連携も強化して、優秀な研究者育成を図るべきである。

産学官の研究機関で活躍する若手研究者の新たなキャリアパスにも繋がる卓越研究員制度について、大学・国立研究開発法人間での人材流動化にとどまらず、産業界の間でも人材の流動化が進むことを促進すべきである。

国内のみならず、海外からも高度人材を受け入れるため、我が国が必要とする起業家や投資家、IoT等成長分野に貢献する高度外国人材にとって、我が国の制度が諸外国以上に魅力的なものとなるよう、在留資格制度の更なる柔軟化やオンライン化を進める。また、日本で就労を希望する優秀な留学生等の日本企業とのマッチング支援、外国人児童生徒に対する日本語指導の確実な導入、日本人に対する英語教育強化のための外部人材の活用促進、主要な生活分野における外国語対応拠点の整備などを進める。

○イノベーション創出力の向上に向けた基礎研究や学術研究等の強化

イノベーション創出力の向上に向けて、その源泉である基礎研究や学術研究を強化する。特に、科研費については、過去の研究実績よりも研究の構想・アイデアそのものを評価する挑戦的研究や若手研究者向けの枠組みの重点化を検討すべきである。また、我が国の存在感を高め、世界をリードする世界トップレベルの研究力を誇る拠点の形成を引き続き推進するとともに、地方を創生し、イノベーション人材の層を厚くするため、地方大学等の優れた研究拠点を世界に伍する拠点へと育成する仕組みを検討すべきである。さらに、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）など、イノベーション手法により新たな価値の創造や産業競争力の向上を図る仕組みを発展・強化する。

(4) 働き方改革

〔基本理念〕

終身雇用、年功賃金、企業別労働組合（いわゆる「3種の神器」）を特徴とする日本型雇用システムは、長期雇用が労働者に雇用の安定をもたらし、年功賃金が旺盛な消費意欲を支えるなど、これまでは日本社会の安定的な成長に一定程度寄与してきたものと評価できる。

一方、現在我が国は、どの国も経験したことのない少子高齢化の最中にあり、労働力人口の減少が今後更に進むことが見込まれる。

また、グローバル化が進行し、優秀な人材の国際化が進むとともに、AIやIoTといった技術が急速に進展し、これに対応した人材の育成・確保が急務である。こうした中で、男性の無限定な長時間労働を含む従来の日本型の雇用システムが成長の足かせになる場面が多くなっており、その見直しが避けられない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、以下のような新たな雇用システムを構築する。

- ①同一労働同一賃金の実現などにより非正規雇用労働者の待遇を改善し、多様で柔軟な働き方の選択肢を広げる。
- ②65歳までの定年延長や65歳以降の雇用継続を行う企業等に対する抜本的な支援・環境整備等により、働きたいと願う高齢者が就業できる。
- ③「働き方改革」を実現し、多様な労働者が長時間労働を強いられることなく、多様で柔軟な働き方を選択することができ、自らの希望する形で就業できる。更に、男女ともに仕事と子育て・介護が両立でき、余暇も含め充実した職業人生を実現する。
- ④外部労働市場が整備されることにより、転職によるキャリアチェンジが容易になるとともに、失業を経ずに成長産業に円滑に労働移動できる。
- ⑤労働者一人ひとりの生産性向上に向けて、労働者が自ら描いたキャリアプランに基づき職業生涯全般を通じて主体的にキャリアアップしていく。

〔政策提言〕

- 女性や若者などの多様な働き方の選択を広げるため、非正規雇用労働者の待遇改善を更に徹底していく必要があることから、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。

具体的には、我が国の雇用慣行には留意しつつ、同時に躊躇なく法改正の準備を進めるとともに、どのような賃金差が正当でないと認められるかについては、早期にガイドラインを制定し、事例を示す。

- 高生産性分野において雇用を創出し、当該分野への円滑な労働移動を行うとともに、投

資や人材育成の更なる促進により、労働生産性を向上させる。

これを、賃上げや最低賃金の引上げにより、労働者に対してその成果を配分し、消費の増大へとつなげていく。

- 特に、最低賃金については、名目GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中で、生産性の向上や取引条件の改善等を図り、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていき、全国加重平均で時給1000円を目指す。
- 高齢者の活躍促進に向けた企業の自発的な動きが広がるよう、65歳までの定年延長や65歳以降の雇用継続を行う企業等に対する抜本的な支援・環境整備を行うとともに、企業における高齢者の再就職の受入れを促進する。
- いわゆる36協定において、健康確保に望ましくない長い労働時間を設定した事業者に対しては、指導強化を図るとともに、関係省庁が連携して、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを作る。
有期雇用の無期雇用化、短時間正社員制度の推進などを通じて、長時間労働できなくても安定的な働き方の下で能力を十分に発揮できるよう、労使の一層の取組を促す。
- 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、時間外労働や育児休業の実績等の職場情報の提供を一層推進していくとともに、若者の雇用管理の状況が優良なユースエール認定企業の更なる確保を目指す。これにより、職業人生の入口でのミスマッチを解消し、若者が自ら希望する形で就業できる環境整備を進める。
- 女性の活躍や仕事と子育ての両立支援を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律や次世代育成支援対策推進法に基づき、企業における行動計画の策定を促進するとともに、企業における職場情報の公開をより一層推進する。これにより、女性の活躍推進や仕事と子育ての両立に積極的な企業が評価される労働市場を構築する。
- ハローワークのみならず、民間の事業者も含めた官民双方のマッチング機能を強化し、失業なき労働移動を実現する。
人材確保が必要な産業における雇用管理改善を進め、職場の魅力アップを図る。また、労働者の主体的な能力開発が可能となるよう、教育訓練機会の充実、定期的なキャリアコンサルティングの推進を図るとともに、企業の職場情報などの公開、企業横断的な能力評価制度の構築を進めるなど労働市場のインフラを整備する。
- 技術革新により職業能力が陳腐化しやすくなる中で、労働者が主体的に自らのキャリア形成を選択できるような取組を進めるとともに、今後AIやIoTの進展が見込まれる中

で、IT人材の育成を強化する。

- 将来見込まれる労働力不足の中で、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、女性や高齢者等の更なる活躍の促進を図るなど国内労働力の徹底的な掘り起こしを図りつつ、真に必要な分野については、新たな外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進めるべきである。

(5) 成長資金の十分な供給

〔基本理念〕

○ 我が国経済の好循環をより確かなものとしていくためには、円滑な成長資金の供給が不可欠であり、そのためには、資金の投資先である企業側の成長を促し、安定的なリターンが投資家に還元されるという好循環の下で、経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れを実現していくことが必要である。

このため、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進することにより、我が国経済・金融の発展につなげていく必要がある。併せて、地域金融機関における質の高い金融仲介機能の発揮等を通じて、地域の産業や企業の成長や生産性の向上等を促進していくことも重要である。さらに、地域経済活性化支援機構をはじめとする官民ファンドを通じた成長資金の供給等の取組みも一層推進していく必要がある。また、FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きについて、利用者保護等の観点も踏まえつつ、戦略的に対応し、利用者利便の向上と我が国金融の国際競争力の確保を図る。

〔政策提言〕

○ 経済の好循環に向けたポートフォリオ・リバランスの促進

我が国の家計金融資産は、現預金などに偏り、株式等への分散投資が進まない状況が長らく続いている。資産を現預金のまま保有しているよりも、国内外の株式や債券に分散させて積立て投資をした方が長期的にみれば高いリターンを得られるという事実は必ずしも広く国民に知られていない。

日銀の金融政策は、株式等の資産へのポートフォリオ・リバランスを促すことにより、経済へのプラスの影響を及ぼすことが想定されており、あるべきポートフォリオ・リバランスの実現に向け、家計や金融業者等の全ての主体に働きかける施策を講じていく必要がある。

(1) 家計

積立等による長期分散投資が安定的な資産形成に適していることを国民に広く知ってもらうことが重要であり、特に、投資未経験の主婦や高齢者にも分かりやすい情報提供を心がけるなど、セミナー等を通じた普及活動や金融経済教育をより積極的に行う必要がある。また、子供や若者への金融経済教育についても一層の推進を行うべきである。

NISA は、開始から 2 年間で口座数が 1,000 万、投資総額も約 6.5 兆円に上るなど着実に成果を上げ、ジュニア NISA も本年 4 月から開始されている。一方で、未経験者や若い世代による利用拡大や、5 年間の非課税期間終了後の扱いなどの課題が引き続き存在する。英国の ISA（個人貯蓄口座）における取組みも参考としつつ、NISA が ISA のように国民にとってより利便性の高い資産形成手段として親しみを持たれ、活用が広がるよう更なる工夫が必要である。

家計の中長期の安定的な資産形成を更に後押しするためには、職域単位で従業員が加入し、かつ、金融経済教育の機会も与えられる仕組みが効果的であることから、確定拠出年金などの普及・定着を促すことが重要である。また、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大や確定拠出年金の運用の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法改正法案の成立後、更にこうした取組みを加速するべきである。

家計資産の多くは高齢者によって保有されているが、上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善が検討されるべきである。

(2) 金融業者等

顧客の資産形成に携わる全ての業者において、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の徹底が図られ、更なる顧客の投資が呼び込まれるという好循環を目指す必要がある。

顧客と直接の接点をもつ販売業者は、顧客との長期的な信頼関係構築に向けた対応を進める必要がある。また、ゆうちょ銀行や地域銀行等も交えて、地域における分散投資を進めていくための取組みの充実が期待される。商品設計においても、顧客の長期的な資産形成を支援するような商品がより多く開発・提供されるべきである。

地域金融機関等においては、地域の経済・産業の成長、生産性向上等に貢献するため、事業性評価に基づく融資等を推進することも求められる。

東京証券取引所において、JPX 日経インデックス 400 といった新しい株価指数を導入し、これに基づく ETF も上場されている。今後も、例えば積極的な設備投資等により成長する企業を対象とした指数・ETF など、顧客の安定的な資産形成に資するような新しい株価指数の開発やそれに基づく ETF の組成などを積極的に進めるべきである。

資産運用業者等は、顧客利益最大化のための体制の確立や独立系運用業者を含めた運用業者の多様化、運用の高度化、日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた企業との建設的な対話の充実が求められる。

あわせて、都市計画法の特例等からなる国家戦略特区の枠組みを活用した東京国際金融センター化の推進など、我が国の国際金融センターとしての機能を強化し、内外から優れた運用者や高度金融専門人材等を呼び込むとともに、それを通じて世界中の情報が日本に集積するような環境を官民挙げて整備していくことが、資産運用業の国際競争力を高める上でも重要である。また、成長可能性を持つベンチャー企業等へのノウハウの提供や成長資金の供給についても一層の活性化が期待される。

○ 地域の経済・産業を支える金融仲介機能の発揮

地方創生及び一億総活躍社会の実現に貢献するため、地域金融機関に対して、地域の企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価し、融資・本業支援等に主体的かつ積極的に取り組むよう促すべきである。

その際、金融当局により、

- (1) 融資先企業に対するヒアリングを継続的に実施し、金融機関が企業のニーズを的確に把握しているか、付加価値の高いサービスを提供しているか等につき、金融機関に対する顧客の評価と把握するとともに、
- (2) その結果等も踏まえ、金融機関の金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できるような多様なベンチマークを策定し、

金融機関との双方向の対話を充実させ、金融機関に対して地域の産業や企業の成長、生産性向上等を促進するような付加価値の高いサービスの提供を促す必要がある。併せて、経営者・従業員が再チャレンジを行いやすくする環境を整備すべきである。

○ 多様な資金供給方法

創業当初のベンチャー企業等に対するリスクマネーの供給に関し、最近の技術革新を背景とする多様な供給方法につき、更に検討を行う。その際、ビジネスで得た富を社会に還元し、社会的課題の解決に貢献する資金サイクルの形成との観点も踏まえるべきである。

○ 官民ファンド等による成長資金の供給

官民ファンド、政府系金融機関については、依然として、民間からの成長資金の呼び水の効果の発揮は強く求められており、その伴走投資機能に加え、ハンズオン支援等につ

いても、引き続き強力に取り組む必要がある。

特に、株式会社地域経済活性化支援機構は、引き続き、地域金融機関等と密接に連携しながら、ファンドを通じた資金供給や専門家の派遣等の様々な機能を積極的に発揮し、事業者の生産性向上等を通じた地域経済の活性化に資する支援に取り組むとともに、今後は、地域における取組みが自律的・持続的に行われるよう、本業支援等に関する担い手の確保、育成とノウハウの蓄積と浸透に向けた取組みを一層推進すべきである。

○ 取引所による円滑な成長資金供給のための取組み

東京証券取引所においては、前項に掲げる取組みのほか、IPO センターを設置しセミナーの開催等を通じ IPO を目指す企業を支援してきたが、こうした活動や株式市況の好調と相俟って、IPO は増加基調となっている。今後も、日本経済の持続的な成長に向けたリスクマネーの更なる供給を目的に、地域の金融機関との協業や産学連携を強化し新たな IPO ニーズを開拓し、IPO の裾野の拡大や地域振興を実現するべきである。

○ FinTech を巡る戦略的対応

FinTech の動きが、世界的な規模で拡大しており、金融サービスに劇的な変革をもたらす可能性がある。我が国においても、FinTech の動きを先取りして、IT の進展を取り込んだ金融のイノベーションを促し、FinTech の動きを我が国経済・金融の発展につなげていく必要がある。日本発グローバル FinTech の創出・成長を進め、FinTech を核として、我が国が主導し、世界をリードする金融高度化を推進していくため、以下の3点の視点に立脚し、戦略的対応を図る。

- ・日本の強みを生かした FinTech 分野の国際標準の主導
- ・我が国経済の成長力強化や地方創生に資する金融イノベーションの促進
- ・利用者目線に立った金融サービスの革新

(1) 日本発 FinTech の創出・成長

我が国でも、将来の金融ビジネスにおける優位性の確保に向け、先進的サービスを提供する FinTech ベンチャーの創出・成長のための環境が整備される必要がある。金融庁に設置されている一元的な相談・情報交換窓口(「FinTech サポートデスク」)の更なる活用や新設された日本銀行の FinTech センターの活用に加え、以下のような取組みを推進していくべきである。

- 学生や海外人材も含め、産・学の幅広い領域の人材により先進的アイデアが産み出され、エクイティ性の資金供給等によりバックアップされながら、

FinTech として成長していくための環境(いわゆる「FinTech エコシステム」)の形成を進める。

- FinTech 企業を通じた新しい金融サービスの創出は、革新に挑戦する数多くの試行錯誤から産み出されてくるものである。また、特に、創業期においては、諸手続きに不慣れな場合があるとの指摘もある。こうしたことを踏まえれば、事業者の実情を踏まえながら、円滑な開業が図られるよう必要なサポートが講じられることが重要である。
- 銀行システムを金融サービスの共有基盤(プラットフォーム)と位置付け、その上でサービスが多様に提供されるというあり様を目指す必要がある。このため、IT 関連企業・金融機関・金融行政当局が連携し、「オープン API」のあり方を検討する。
- 我が国の強みを活かしつつ、国際標準を主導することも念頭に、積極的な海外展開を図っていくため、国際会議の開催等を通じ、国際金融センターとして海外の関係者も巻き込んだ海外の関係者との「FinTech 国際ネットワーク」の形成を図る。
- 政府においても、金融関係の法制度や監督の面で、必要に応じた対応が図られる必要がある。まずは、国会提出された、銀行法等の一部を改正する法律案の成立後、更にこうした取組みを加速するべきである。また、さらに、例えば、クレジットカード分野では、割賦販売法を見直し、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることなどにより、ネット取引利便性向上等に寄与するイノベーションを促す環境を創る。

(2) 金融機関等の戦略的対応

金融機関においては、FinTech の進展等の環境変化に戦略的に対応していく必要がある。特に、金融関係業界においては、長期的視点に立って的確な経営戦略を構築していくことが不可欠である。

その際、地方創生や中小企業の資金調達の円滑化など、多様な観点から各金融機関等が創意工夫を活かしていくことも重要である。例えば、ビッグデータの活用等により、これまで捉らえきれていなかった中小企業の事業実態をよりきめ細かに把握し、スピーディーに、融資につなげていく取組みも期待される。

(3) 金融インフラの改革

決済システムをはじめとする金融インフラの高度化は、金融サービスのイノベーションの基盤となるものであり、FinTech を巡る対応を進める上で重要である。諸外国では、続々と新たな構想や取組みが進められており、我が国も、決済インフラの高度化や国際的な連携の強化などの取組みを強力に推進していく必要がある。

銀行決済に使用されるデータ記述方法を国際標準である XML 電文へ全面的移行し、企業の決済情報と受発注データを連携させる金融 EDI を早期に実現することなど、決済インフラの改革を官民挙げて実行していくべきである。

増大するインバウンド需要の取り込み等を図る観点から、クレジットカード決済端末の 100%IC(集積回路)対応化を 2020 年までに実現し、国際標準のセキュリティ環境を実現するとともに、データ利活用と情報保護を両立するため、クレジットカード・データ形式の標準化等を政府と業界が一体となって進めるべきである。

企業・個人の国際的な活動が拡大する中、新しい国際送金サービスの登場が期待されていることを踏まえ、国際送金コストを大幅に効率化した銀行による「ロー・バリュー送金」の提供を、アジア諸国との間で早期に実現するよう取組むべきである。

ブロックチェーン技術については、決済システムをはじめ、株式や債券など幅広い金融分野で、資産の保有や移転のための仕組みを抜本的に塗り替えていく可能性があり、世界的な取組みが進む中、我が国がイニシアティブを発揮していくべきである。

クラウド・ファンディングは、地域で取組みを行う事業者等に対する投資手段として有効であり、民間事業者・地方自治体・金融機関等が連携し、地域活性化事業での資金調達手段とするなど、地方創生に活用されていくことが重要である。

(4) 利用者保護及びシステムの安全性等への対応

FinTech による健全な金融業・市場の発展を実現するためには、情報セキュリティの確保、利用者保護やシステムの安全性、加えて犯罪利用の防止等についても、技術の進展に遅れることなく、官民挙げて不断に対応していく必要がある。

金融機関等における安全対策の状況やイノベーションの観点も踏まえ、金融機

関と FinTech 企業の連携等に際しての情報セキュリティのあり方など、FinTech も視野に入れた金融分野の情報セキュリティのあり方について、検討を行うべきである。

FinTech の進展により、利用者保護の面や、金融システムの安定性や市場及び信用創造の機能に新たな影響等も生じる可能性がある。このため、FinTech の進展による負の影響が生じないよう、金融庁・日銀その他関係当局において、必要に応じて、相互に連携しつつ、時宜を失することなく、対応していく必要がある。

仮想通貨のルール整備を盛り込んだ法案が国会に提出されたところであるが、法案成立後、犯罪利用の防止の観点からは、FATF などにおける国際的な議論や海外の動向も踏まえての速やかな対応が必要である。また、今後、仮想通貨の私法上の位置付けなどについても、関係者において、検討が進められることが期待される。

FinTech の進展に伴う諸課題は、我が国固有の問題ではなく、各国に共通した課題である。その際、制度面で国際的な協調が必要とされる可能性があり、その帰趨は我が国金融ビジネスの将来的な優位性に影響を及ぼし得ることを踏まえれば、G7 等をはじめとする国際的な場において、我が国が議論を主導することが重要である。

(6)コーポレートガバナンス

〔基本理念〕

- 日本企業の「コーポレートガバナンス改革」に国内外からの高い期待が寄せられている。しかし、改革はまだ緒に付いたばかりであり、企業が内部留保を、現預金ではなく、設備投資や人的資本への投資に有効に振り向けるなど、稼ぐ力を向上させるための取組みが急務である。稼ぐ力の更なる向上に向け、コーポレートガバナンス改革の実効性の向上に向けた取組みを継続・強化していく。

企業が稼ぐ力を更に高めていくためには、CEO を中心とする経営陣が、変化し続ける経営環境に対応して機動的で果敢な意思決定を行い、取締役会も、経営陣とともにリーダーシップを発揮していくことが必要である。

ガバナンスの実効性を確保するためには、投資家から企業に対して、建設的な対話を通じた積極的な働きかけが行われることが不可欠であり、企業と機関投資家による建設的な対話を実現していくための環境整備に取り組むべきである。

また、高品質な会計監査の実施により財務情報の信頼性を確保することは、企業が持続的に成長していくうえで不可欠の前提である。会計監査の品質を確保するため、株主による監査法人の適切な評価を支える環境整備を進めるとともに、監査法人のマネジメントを適切に機能させるための取組みを進めるべきである。

〔政策提言〕

- 企業が稼ぐ力を更に高めていくためには、CEO を中心とする経営陣が、変化し続ける経営環境に対応して機動的で果敢な意思決定を下すことが求められる。そのためには、取締役会が、客観性の高い、透明なプロセスでCEO を適切に選解任するとともに、企業の戦略的方向付けや実効性の高い監督に自らリーダーシップを発揮し、経営陣による適切なリスクテイクを支えていくことが求められる。このようなリーダーシップを発揮していく上では、取締役会が経営環境や経営課題に応じた適切な資質・多様性を備え、経営陣からの独立性・客観性を確保するとともに、戦略的な議論を充実させるための運営を行うことが必要である。また、取締役会の実効性を自ら評価することを通じ、次の取組みにつなげていくことが重要である。こうした点について、各上場企業による対応状況を分析し、実効性の高い取締役会の機能の発揮に向けた取組みを促すべきである。

また、最高経営責任者(CEO)の選解任プロセスを含めて、取締役会のモニタリング機能の強化が必要である。取締役会が経営戦略や業績評価等を決定するガバナンス体制について、内外の先進的な事例を整理し、実務的指針を策定すべきである。

- 企業と株主・投資家との建設的な対話を充実させるため、対話の質の向上とステークホルダーシップ責任の徹底に向けて、機関投資家に、形式的な対話に偏ることなく、個別企

業の取組みに着眼した実質的な対話を促すなど、必要な取組みを行うべきである。

また、投資家が求める対話に必要な企業情報をより効果的・効率的に提供できるようにするため、異なる制度開示を通じた記載内容の共通化、合理化に向けた取組みを進めるとともに、企業による経営方針や経営戦略、経営計画、ガバナンス、経営成績等に関する分析についての開示を充実させるべきである。

- ESG(環境、社会、ガバナンス)を含む、企業の中長期的な成長力や収益力の強化に向けた取組みが、積極的に行われていくよう、企業と投資家との対話を促すべきである。

- 株主が監査法人やその会計監査の品質をしっかりと評価できるよう、企業や監査法人等による会計監査に関する情報提供を充実させることにより、会計監査の透明性を向上させるべきである。
監査法人については、そのマネジメントを強化する観点から、監査法人の文化・風土、組織、トップのリーダーシップのあり方などに関する監査法人のガバナンス強化のため、監査法人のガバナンス・コードを策定すべきである。

- 株主総会の招集通知添付書類の電子提供については、投資家と企業の建設的な対話を進めるうえで有効な手段であり、ITの利活用は国際的潮流にも合致していることから、電子提供を促進するべきである。

(7) 個人消費の拡大

〔基本理念〕

個人消費の拡大は、成長と分配の好循環を実現するカギであるとともに、国民一人ひとりに生活の豊かさの実感をもたらすものである。

働く希望の実現、継続的な賃金・最低賃金の引上げ等を通じ、消費の源泉となる可処分所得を拡大する。併せて、少子高齢化の下にあっても需要先細り懸念にとらわれることなく、イノベーションや規制改革を通じて、国民が求める新たな財・サービスを生み出すとともに、持続可能な財政・社会保障の構築を通じた国民の将来不安の払拭や消費者マインドの向上、これまでの経済活動で蓄積が進んだ資産の有効活用等に取り組み、個人消費を喚起する。

〔政策提言〕

- 就業を希望する女性・高齢者等の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善、多様な働き方を可能とする環境整備等の「働き方改革」を進め、働く希望を持った人々、より長く働きたいと考える人々の希望を実現することにより、国民全体の所得の拡大を目指すべきである。
- 賃上げについて、今春、三年連続で多くの企業においてベースアップが実現したが、この流れを中小企業、非正規雇用の方々へと広げ、更に、来年以降の4巡目、5巡目の賃上げへとつなげていくことが重要である。下請等中小企業の取引条件の改善等の環境整備を進め、経済界が更なる賃金引上げに向けて取り組めるようにすべきである。
- 最低賃金については、名目GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中で、生産性の向上や取引条件の改善等を図り、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていくべきである。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指すべきである。
- 健康長寿分野における新しいサービスの提供など、本報告書「(8)潜在需要の顕在化」で示すような、ニーズの変化に応じた新たな財・サービスに対する潜在需要をイノベーションや規制改革を通じて顕在化し、個人消費を喚起すべきである。
- 持続可能な財政・社会保障の構築を通じ、生活の安心を確保しつつ国民負担の増加を極力抑制することにより、消費者マインドの向上や持続的な可処分所得の増加を目指して

いくべきである。また、財政・社会保障改革の成果によって、次代を担い、潜在的に旺盛な消費需要を持つと考えられる若者・子育て世代の支援を行うことにより、消費の拡大を目指すべきである。

- 消費者マインドの向上については、消費者の安全・安心の確保が大前提であり、このため高齢者等の見守りネットワークの構築や消費者ホットライン（188番）の周知・活用等により、消費者被害の防止・救済を図るべきである。
- 既存住宅の品質評価強化、流通拡大など既存住宅の市場形成を通じた資産価値の向上、老後の生活等に備えた自助による資産形成の支援などを通じ、既存資産の有効活用を促し、消費の拡大にむすびつけていくべきである。
- また、空き家についても、例えば子育て世帯等に対し低家賃での貸与を支援するなどストックとしての有効活用を促進し、個人消費の拡大につなげていくべきである。

(8) 潜在需要の顕在化

〔基本理念〕

人口減少、少子高齢化により国内の需要が縮小するという硬直的な考え方にとらわれずに、経済社会の構造変化を見据えた新たなニーズに先手を打って対応し、潜在需要を掘り起こす努力を積極的に行うことにより、新たなサービスやライフスタイルを実現し、我が国の需要を持続的に拡大することができる。

こうした観点から、健康長寿分野における新しいサービスの提供、多様な子育て支援サービスの拡充などに取り組み、国民のニーズに応じた潜在需要を顕在化させていく。

〔政策提言〕

- 健康増進・予防サービスについては、自治体や企業等の医療保険者が民間の専門事業者を活用しつつ、健診データやレセプトデータ等から加入者等の健康状況を把握・分析し、データに基づく効果的・効率的なサービスを提供する事例が出てきている。こうした先進事例を広く横展開することを通じ、健康長寿分野の産業化を促していくべきである。
- 併せて、医療・介護・健康分野を含めたパーソナルデータの利活用に向けた環境整備を進め、現役世代からの健康増進・健康管理に資する取組を進めるべきである。
- 高齢者の生活環境の向上に向け、ICTによる医療介護支援・健康管理や自動車への歩行者衝突回避ブレーキの標準装備化などイノベーションを活用し、潜在需要の顕在化を図るべきである。
- 省エネ対応・耐震強化、バリアフリー化等のリフォーム市場の活性化、三世同居・近居がしやすい環境づくりなどを通じて、子育て世代、高齢者を始めそれぞれのライフステージに応じた潜在需要を顕在化し、安心して豊かに暮らせる住生活を実現していくべきである。
- 景気判断の精度を向上させる観点から、個人消費に関する統計を含む経済統計の改善を図るべきである。

(9) 健康医療

〔基本理念〕

健康医療分野では、IoT、ビッグデータ、人工知能やロボット技術等のイノベーションを最大限取り込んで活用することで、高齢化が進む中でも、国民の健康寿命の延伸と、世界をリードする産業創出を実現していくことが可能となる。その際に鍵となるのは、我が国の強みを活かすことである。まず、ものづくり技術を健康医療分野でも活用するため、異業種からの参入や、関係者の連携を強力に進める必要がある。また、国民皆保険という我が国の誇るべき仕組みを活かして、健康医療分野のデータを利活用できるICT基盤を整備し、医療・介護等の質の向上に活かすとともに、革新的な医薬品等の臨床開発の基盤を整備し、医薬品・医療機器等の開発・事業化を促進する必要がある。新興国の経済発展や保健医療水準の向上に伴い、医薬品・医療機器等のグローバル市場は拡大していく。我が国の優れた技術力を活かし、各国の保健医療水準の向上に寄与しながら、拡大するグローバル市場を獲得していくことが重要である。

さらに、ヘルスケア分野での多様な産業創出につなげていくことも必要である。

これらの取組を通じて、健康医療分野で世界をリードする産業基盤を構築し、GDP 600兆円の実現につなげていく。

〔政策提言〕

○医療分野の研究開発の推進

平成27年4月1日に発足した日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進することが重要である。具体的には、医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病等の領域ごとの取組の加速化・重点化を図るべきである。

また、世界的にも我が国が最も急速に少子高齢化が進むことが予想されており、世界に先駆けて超高齢化社会に対応するため、健康寿命の延伸に直接資する取組として、認知症などの高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての研究などの基礎研究を進めていくべきである。さらに、近年西アフリカでの感染拡大をしたエボラ出血熱など、国際的に脅威となる感染症に係る研究能力の向上及び人材育成を図るため、国際共同研究及び研究交流等を促進すべきである。

○医療機器開発の促進

我が国が強みを持つ化学、繊維、光学、産業機械、電気・電子、通信・放送等、医療分野以外の高度な技術やものづくり技術、大学等発革新的技術を組み合わせ、医療機器開発を加速すべきである。そのため、切れ目ないワンストップ支援を行う「医療機器開発支援ネットワーク」の強化などを通じ、これら異業種・異分野からの参入を促進するとともに、異業種・異分野からの参入者、医療機器メーカー等と医療現場が連携し、医療現場のニーズを踏まえた医療機器の開発を促進するための取組を進めるべきである。

医療機器のグローバル市場への普及のためには、相手国・地域のニーズに合った性能・価格水準の医療機器開発を推進することも重要である。こうした取組を後押しするとともに、医療機器メーカーにとどまらず、各種の日本企業が海外に有する拠点やネットワークを最大限活用し、相手国・地域のニーズを的確につかみ、対応する医療機器の開発・普及に寄与できるような取組を進めるべきである。

○クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築

諸外国と比べて開発コストが高いという我が国の臨床開発の課題を解決し、国内企業の開発の活性化を促すとともに、海外メーカーを国内開発に呼び込むことが重要である。このため、国立高度専門医療研究センター（NC）等が構築する疾患登録システムなど各種疾患登録情報等を活用して、NC、臨床研究中核病院、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）などを中核とするネットワーク（クリニカル・イノベーション・ネットワーク）の構築が進められているが、世界に冠たるネットワークの構築を目指し、さらに使いやすく大規模に構築を進めていく必要がある。今後、NC等以外にも幅広い患者レジストリ情報の収集・分析が可能となるよう進めるとともに、企業等にとって使いやすいよう、治験・臨床研究等のコーディネートを行うなどのワンストップサービス化を推進すべきである。

○医療分野の知財権利化戦略

アカデミアの研究の企業開発への移行を一層促進するため、企業の戦略等を踏まえた創薬の支援機能を強化していくことが必要である。具体的には、創薬シーズの開発局面に応じた官民共同の支援体制や知財権利化戦略を構築すべきである。

○信頼性の確保されたゲノム医療の実現

ゲノム情報の医療への実用化が進む、がん、難病・希少疾病領域について、ゲノム検査・解析、解釈等に関する高度な技術を有する医療機関を含めたゲノム医療提供体制の構築を進めるとともに、ゲノム情報を用いた新たな製品及び技術の臨床における普及に向けた課題解決について検討を進めるべきである。

○医療の国際展開（アウトバウンド・インバウンド）の促進

医療の国際展開について、日本の強みを活かしつつ、各国での人材育成等とパッケージ化した日本の医薬品、医療機器、医療技術・サービスの輸出等の促進及び新興国を中心と

した日本式医療拠点の構築の推進を図る（アウトバウンド）とともに、外国人医療渡航者に対する医療の提供にあたり必要となる環境整備を促進する（インバウンド）。これらアウトバウンドとインバウンドを車の両輪として、医療国際展開を推進すべきである。

○医療ICT化の推進

多様な医療等情報について、医療・介護等の質の向上、研究開発、医薬品等の市販後安全対策や、個人の予防・健康づくり等に効果的に活用されるよう、医療等情報の活用に関する基盤の構築を進めていく必要がある。医療保険のオンライン資格確認や医療等分野のIDの導入、医療等分野のデータの徹底的なデジタル化、地域医療情報連携や、クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等の取組を、引き続き推進すべきである。また、個人が本人の経年的な医療等に関するデータにアクセス可能となるようなPHR

（Personal Health Record）の仕組みの構築や、医療保険者によるデータヘルス事業・糖尿病性腎症重症化予防事業等の先進的な取組の横展開、医療機関等と民間のヘルスケア事業者等が連携して効果的な健康・予防に向けたサービスが提供されるようなモデルの構築に向けて、取組を進めるべきである。さらに、医療等情報の利活用のために、代理機関（仮称）制度について、必要な法令の整備等について具体的な検討を進めるべきである。

○公的保険外サービスの活用促進

加えて、民間活力を活用した公的保険外の健康・医療サービスの創出育成・利用促進も重要である。地域版次世代ヘルスケア産業協議会を通じた医療保健福祉関係者とヘルスケア事業者との連携促進や、地域資源を活用した健康サービスや地域包括ケアシステムの実現を支える生活支援サービス創出に向けた取組、エビデンスに基づいたサービス評価の仕組み作りを進めるべきである。また、健康経営・健康投資を促進するため、健康経営銘柄の選定や、中小企業向けの健康経営優良法人認定制度と連動したインセンティブ措置の拡充を引き続き進めるとともに、自治体におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入に向けた取組を進めるべきである。

(10) エネルギー・環境

〔基本理念〕

エネルギー供給の安定性の確保と地球温暖化問題の解決に向けた野心的なエネルギーミックスの実現に向けて戦略的に取組を加速するべきである。

まず、資源価格低迷の長期化を背景とした世界的な資源開発投資の停滞は、世界的な投資の縮減を通じて世界経済を減速させるとともに将来的な資源需給のひっ迫による資源価格高騰リスクを高めている。このため、世界経済の持続的な成長を支えるとともに、資源の太宗を輸入に依存する我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和すべく、資源開発投資の促進や、LNG・天然ガス市場の育成・発展を通じた低廉な資源調達環境の整備に、今こそ強力に取り組むべきである。

加えて、昨年末の COP21 においてパリ協定が合意されたが、26%の削減目標の実現に向けて、気候変動対策と経済成長の両立を実現するエネルギー政策の実行が不可欠である。このため、産業のみならず家庭や運輸なども含めた抜本的な省エネの推進と、国際的にみてもコストが高い再エネのコスト低減を進め、国民負担を抑制する中での再エネ最大限導入を実現するべきである。特に石油危機後並のエネルギー効率の改善（35%程度）の達成に向けたあらゆる分野における省エネ投資の促進と、固定価格買取制度の的確な運用等再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を推進するべきである。

また、IT 技術を駆使した複数の発電設備や需要の統合制御による新たなエネルギーサービスなど新たなエネルギービジネスの活性化に向け、事業環境を整備するべきである。更に、長期的な温室効果ガスの大幅削減など 2030 年以降の長期的な展望を持ちつつ、水素や海洋エネルギーなどの次世代のエネルギーについて世界に先駆けた導入普及や「エネルギー・環境イノベーション戦略」が示す革新的技術の研究開発を推進するとともに、日本の技術力を活かし、世界の省エネ・再エネの動きに貢献するべきである。また、国民運動を推進し、社会構造やライフスタイルの変革、技術の社会実装などに長期的、戦略的に取り組むべきである。

これらの取組によりエネルギー環境制約を新しい投資の拡大につなげ、GDP600 兆円の実現と CO2 排出抑制の両立を図る。

原子力については、廃炉・汚染水対策など政府を挙げて全力で対応するとともに、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国も前面に立って、社会の信頼の回復に努めるべきである。

〔政策提言〕

○資源安全保障の強化

我が国企業による資源の安定的な開発と資源権益の獲得を支援するリスクマネーの供給体制の抜本的な強化によって萎縮する世界の資源開発投資をけん引するとともに、石油・天然ガスやメタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアースなどの国内海洋資源の調査・開発

促進、国内ガス流通インフラ整備等を通じた LNG・天然ガス取引市場の育成・発展を進めるべきである。

○産業競争力の向上に向けた省エネルギー投資の拡大

産業分野は、石油危機以降大幅な効率改善を達成しているが、より多くの事業者に対してより高いレベルでの省エネに取り組むよう促すため、ベンチマーク制度を、流通・サービス業等へ拡大するとともに、中小企業の省エネ投資に対する支援を強化するべきである。

○快適性や安全性の向上等につながる省エネルギーの推進

民生分野においては、ゼロエネルギーハウスの普及や省エネリフォームの積極的な推進などによる住宅や建物の抜本的な省エネ化と蓄電池を組み合わせた再エネ導入に取り組む必要がある。また自動走行の実現に向け、研究開発・実証や車両・インフラ・通信システム等の構築を進めるべきである。さらに、低炭素型の商品・サービスの利用拡大に向け、国民運動を全国展開するべきである。

○地域を救う地産地消型エネルギーシステムの導入拡大

地域の資源で生み出されたエネルギーを地域で使う地産地消型のエネルギーシステムは、地域活性化やバイオマスの有効利用の観点からも重要であり、積極的に取り組むべきである。また、コンパクトシティや交通政策、農林政策等総合的な見地からの検討や事業者を集めることが必要であることから、地方公共団体による関係者の調整や木質バイオマス等の燃料材供給体制の構築等を支援するとともに、取引市場の充実や近距離託送における料金体系の見直しに向けた検討を進めるべきである。

○固定価格買取制度の的確な運用と規制制度改革

再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、固定価格買取制度の的確な運用、系統の整備・運用の改善や出力制御の見込についての情報開示の徹底等の規制制度改革に向けて取り組むべきある。特に、ポテンシャルの高い洋上風力発電の支援強化、風力や地熱等の環境アセスメントの迅速化、風力発電の導入促進に向けたエリアの設定等の支援を早急に実施すべきである。また、再生可能エネルギーの自立・安定化のため、蓄電池の低コスト化に向けた研究開発・実証を進めるべきである。

○水素社会の実現に向けた取組の推進

水素社会の実現に向け、世界に先駆けた研究開発と家庭用燃料電池や燃料電池自動車、水素ステーションの導入普及を加速化するべきである。

○電力を取り巻く環境変化を活かした新ビジネスの創出

ネガワットの積極的な活用や、IT 技術によるディマンドレスポンスや蓄電池等の統合制御による新たなエネルギーサービスの展開を促進するため、通信規格や取引ルールの整備、蓄

電池の研究開発等により事業環境を早急に整えるべきである。

○新技術によるフロンティアの開拓

省エネ再エネ関連技術の高度化の推進とともに、海洋エネルギー等の次世代革新技術について長期的視点に立って有望分野を特定し、重点的に研究開発投資を支援し、戦略的に研究開発を進めるべきである。また、宇宙太陽光発電や核融合等についても超長期的視点から取組を進めるべきである。国立研究法人等の担う実用化・商業化への橋渡し機能の一層の活用を進めるべきである。

○福島県における再生可能エネルギーの導入拡大や水素に関する先導的取組の推進

福島県が再生可能エネルギーや水素等、未来の新エネ社会の先駆けの地となるよう、「福島新エネ社会構想」の実現に向けて取組を進めるべきである。

○安全性が確認された原子力発電の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、原子力規制委員会により安全性の確認された原子力発電所の再稼働を進め、その際は国も前面に立ち、原子力に対する社会の信頼の回復に努めるべきである。また、核不拡散の取組を前提に国際協力も適切に進めつつ、将来に向けた核燃料サイクル等の研究開発、人材育成等に取組むべきである。

○エネルギー産業の海外展開の推進

途上国における「パリ協定」の各国がそれぞれ決定する国別削減目標達成等を支援するため、途上国に対してエネルギー戦略の策定支援やエネルギーインフラプロジェクトへの参画、人的・資金支援の提供などを組み合わせ、包括的な解決策を提供するとともに、二国間クレジット制度（JCM）について、都市間連携を含め更なる展開を図るべきである。

○循環産業（廃棄物処理・リサイクル産業）の海外展開の推進

我が国の有する廃棄物処理・リサイクルの制度、技術等を海外展開することにより、世界全体の環境負荷の削減や資源制約の克服に貢献するとともに、我が国の循環産業の成長にもつなげるべきである。

(11) 住宅

〔基本理念〕

経済成長を実現するためには、良質な住宅ストックを形成するための投資の拡大は重要である。少子高齢化社会においては、これまでの新築住宅着工だけではなく、省エネや耐震性等のリフォーム市場や、空き家を含めた既存住宅流通市場の拡大が新たな消費・投資の喚起にとって重要となっている。

また、既存住宅の資産価値を向上させることが、リフォームや既存住宅への投資を促すことにつながる事となる。したがって、空き家等にもリフォームを加え、品質と魅力を備えた既存住宅が供給され、住宅が資産としても評価される既存住宅流通市場を形成することが必要となる。

さらに、空き家を含めた既存住宅を活用して、若年・子育て世帯に取得・賃貸等を行うことで負担を軽減し、同世帯が安心して暮らせる住生活の実現を目指す。こうした施策のみならず経済成長に向けては、次世代住宅（I o T住宅、健康住宅、セキュリティ住宅等）の普及を促進し、関連産業の市場の成長を図ることが重要である。

〔政策提言〕

○既存住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

既存住宅が市場で適正に評価されるためには、品質と魅力を備えた既存住宅市場が形成されることが前提となる。そのため、リフォーム等により住宅ストックの質を維持・向上させるとともに、向上された質が市場で評価される仕組みを構築することも必要である。

具体的には、省エネ・長期優良リフォーム等を促進するとともに、資産価値が評価される流通・金融等の仕組みづくり、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険等を活用した質の確保を促進し、品質と魅力を備えた既存住宅の流通量の拡大を目指すべきである。こうした施策を総合的に講じることで、住宅が資産としても評価される既存住宅市場が実現されることとなる。その結果、住宅価値の目減りによる老後への不安も緩和され、消費拡大にも貢献することとなる。

また、空き家を含む旧耐震住宅の除却・建替え等の促進や、空き家の多いマンションの建替え等促進に向けた合意形成ルールの合理化等により、不良資産の解消と新規投資の促進に取り組むべきである。

○既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減

既存住宅を活用し、若年・子育て世帯の住居費負担の軽減を図るためには、若年・子育て世帯が、空き家等の既存の民間賃貸住宅に低廉な家賃で入居しやすくする仕組みを創設するとともに、品質と魅力を備えた既存住宅を無理なく取得できる既存住宅市場を早急に実現する必要がある。

また、まちづくりと連携しつつ、地域ぐるみで子どもを育む環境を整えることも重要である。そのため、公的賃貸住宅団地の建替え等を契機とした子育て支援施設等の誘致、民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備促進等に取り組むべきである。

○次世代住宅の普及促進

これからの住宅は、I o T技術等の新しい技術を活用して、多様な居住ニーズに対応していくことが必要である。生活の基盤となる住宅において新技術の活用を進めることは、それらの技術に関連する市場の拡大にも大きく貢献するものと考えられる。そのため、新技術・次世代技術を活用したI o T住宅、健康住宅、セキュリティ住宅等の次世代住宅の普及促進に取り組むべきである。

(12) スポーツ・文化

〔基本理念〕

生活へのスポーツ文化の深化により、国民の健康増進、社会保障費の削減に貢献。2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けて国民のスポーツへの関心が高まる今こそ、スポーツの価値を再認識し、スポーツを「する」、「観る」が当たり前となるような国民生活・意識の変革を進めるべきである。「体育」から「スポーツ」へ、ビジネスマインドを持って取り組むことにより、スポーツは公費を投入するだけのコストセンターから、収益を生み出し、我が国経済を支えるプロフィットセンターとなり得る。スポーツ庁を中心として、スポーツビジネスの振興にしっかりと取り組むことにより、スポーツ市場を2025年までに2～3倍に拡大し、政府が掲げるGDP600兆円の達成へ貢献すべきである。

また、我が国は固有の魅力ある文化芸術資源を有しており、今後一層我が国の外交・経営基盤を確保する上で、クールジャパン戦略と合わせ、「国益のための文化戦略」を構築すべきである。文化行政において、「保存継承」の重視から、「活用」、「ビジネス」の重視へと転換すべきである。観光、スポーツ、食、製造業、ICTなど関連分野との大胆な連携を進め、食文化など生活文化に至るまで文化を幅広く捉えるとともに、戦略的に振興や国内外への発信を行うべきである。

〔政策提言〕

○スポーツ施設をコストセンターから、収益を生み出すプロフィットセンターへ

スポーツは公費を投入するだけのコストセンター（競技場・体育館）からプロフィットセンター（スタジアム・アリーナ）へ、施設の在り方を抜本的に改革するため、大規模集客型スポーツ施設における官民一体型となるような地方公共団体等の挑戦的な取組を促すガイドラインを作成すべきである。これと併せて、国民体育大会の施設基準についても、根拠の明確化や弾力的な見直しを行うべきである。

国、自治体は、PPP/PFIなどの仕組みを活用・充実し、官民共同でのビジネスモデルの開発を進め、収益性を重視したスタジアム・アリーナを推進すべきである。

中心市街地の活性化やスポーツを核とした街づくりを担ういわゆる「スマート・ベニュー」の先進事例を、国は自治体等と共同で形成することを検討すべきである。

○アスリートファーストとビジネスを両立するアマチュアスポーツ改革

米国のNCAA（全米体育協会）では、学生の教育と競技を明確に切り分け、競技の部分をビジネス化することにより毎年約1,000億円の収入を得ている。我が国においても高校野球や六大学野球、箱根駅伝などの高校・大学スポーツは人気コンテンツであり、ビジネス的な手法を活用することにより、教育的側面はしっかりと守りつつ、日本版NCAAの導入などスポ

一ツ環境の一層の充実に取り組むべきである。

スポーツコンテンツの魅力を最大化するため、コンテンツホルダー（スポーツ団体等）のガバナンス改革が必要である。

第一線でのビジネス経験のある人材やアスリート経験者のスポーツ産業への参入を促し、経営の即戦力となる人材を育成する実践型のカリキュラム「スポーツ MBA」を確立していくべきである。

○誰もがスポーツを実施できる一億総スポーツ社会の実現

関係省庁の連携により、高齢者の健康寿命の延伸に向け、地域の身近な場所で、高齢者の誰もが取り組める運動やスポーツを取り入れた介護予防プログラムに政府を挙げて取り組むべきである。

男女の区別なく、またすべての世代でスポーツ実施率が向上するよう、学校スポーツ施設の一層の開放等の環境整備を推進すべきである。

○IT等のテクノロジーの積極的導入によるスポーツ関連市場の拡大

スタジアムのWi-Fi整備、スマートフォン・タブレット等への映像配信、選手・ゲームデータの活用などサービス高度化、多様化を推進すべきである。

様々な媒体の活用を前提とした新しい放映権ビジネスの研究を推進すべきである。

○訪日外国人観光客4,000万人目標達成に資する文化財の「活用」の徹底

従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換すべきである。文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組の実施や、日本遺産をはじめ、文化財の活用をもとに高付加価値な観光拠点を形成すべきである。また、クールジャパン戦略の下、和食や日本酒、祭りなどの無形の文化財も含め日本の多様な魅力を総合的な形で、より一層積極的に海外発信すべきである。

○文化芸術活動を軸とした地方創生への取組

地域の文化芸術資源という固有の強みに根ざして、文化財のみならず食文化などの生活文化から工芸品などの関連産業まで一体的なものとして文化を幅広く捉え、観光、スポーツ、食、製造業、ICTなど関連分野との大胆な連携を進める先進事例としての拠点（文化芸術クラスター）を形成すべきである。

2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムにおいて日本の超一級の文化を磨き上げ、国内外に発信すべきである。

美術館、博物館等文化施設を核にした多様な収益源を創出すべきである。

多様な人々の文化芸術活動の一層の参加や、文化芸術活動の担い手やプロデューサー人材の育成に取り組むとともに、子供たちへの文化芸術活動教育の充実に取り組むべきである。

○観光振興と日本文化の戦略的発信に向けた取組

政府において検討されている「日本博」の構想について、2020年に国内で開催する際、わが国の文化を徹底的に活用し、その文化の質を高めつつ、高い経済性をもたらすものとして花開かせ、国内外に発信すべきである。その際、一過性の取組とならないよう、「日本博」の準備や実施そのものだけでなく、人材育成等にも計画的に取り組むことを可能とするような、2020年までの息の長い取組を講じるに当たって必要な措置を検討すべきである。また、この「日本博」については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、文化プログラムとの連携が図られることが重要である。

○文化行政の機能強化

文化を活用した日本経済の活性化に向け、文化関係の数量的データや海外事例の収集・分析をはじめ、文化庁の京都への移転にあわせて、今後真に必要な文化行政の機能について検討を行うべきである。

(13) サービス産業

〔基本理念〕

名目GDP600兆円の実現に向けては、その7割を占めるサービス産業の生産性の向上が不可欠である。地域経済の雇用の大宗はサービス産業で占められており、地方経済の活性化の観点からも、サービス産業の生産性の向上・活性化は不可欠である。

サービス産業は、業種や事業規模によって、ビジネスモデルのバリエーションが極めて幅広く、また、地域密着でビジネスを展開している事業者が多いため、優良事例を個々の事業者にまで届けることが容易ではない、という特徴を有している。

政府においても、昨年「サービス産業チャレンジプログラム」が取りまとめられるなど、サービス産業の生産性向上に向けた取り組みが本格化している。事業形態や規模により事業者を類型化し、代表的な優良事例の作込みとその普及促進を行うとともに、地域の中小企業団体や地域金融機関も最大限活用しサービス産業の生産性向上に向けた取り組みを全国各地に展開していかなければならない。

特に、サービス分野では、ITの利活用を進めていくことが必要である。タブレット端末を活用し顧客のニーズを従業員全体で把握し、質の高いサービスを提供することでリピーターの獲得につなげていく旅館や、IT利活用により車両・荷物・ドライバーの状況を把握し、広域での輸送効率の向上に努める運送業者など、IT利活用を進める余地はまだ大きい。地域の中小企業団体等とも連携しながら、中小企業・サービス事業者のIT利活用を促進していくことが重要である。

〔政策提言〕

○IT利活用の促進

本年2月に改定した「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」を通じて収集された優良事例の全国的な普及や「ものづくり・商業・サービス補助金」をはじめとするあらゆる施策を総動員し、中小サービス事業者のIT利活用等による革新的なサービス開発等の促進を徹底すべきである。その際、「よろず支援拠点」を中心に、地域の中小企業団体と地域のIT専門支援人材のネットワークを構築し、地域の中小サービス事業者が身近にIT利活用の相談ができる体制を整備すべきである。

○サービスの質の「見える化」

サービス品質を「見える化」する「おもてなし規格」の30万社による取得を実現し、質の高いサービスがそれにふさわしい評価を得られると同時に、消費者が安心して様々なサービスの提供を受けられるよう、認証機関数の増大をはじめとした環境整備を進めるべきである。

○事業分野別の生産性向上

中小企業等経営力強化法案の成立後すみやかに、「サービス産業チャレンジプログラム」の7分野をはじめとするサービス分野において経営力向上のための取組等について示した事業分野別指針を策定し、業界団体、地域の中小企業団体、地域金融機関等と共有すべきである。

併せて、中小企業関連施策と事業分野別指針の連携を深めるなど、指針の内容が各事業者の事業内容に反映されていくための仕組みを検討すべきである。

こうした取組により、例えば流通業では、小さな個店であっても、ビッグデータを用いることにより売れ筋を把握し、取引の拡大が期待できる。

また、官民合同で設立されたサービス業の生産性向上協議会において、事業形態・規模等ごとの優良モデルの創出、ノウハウの標準化を行い、その成果の横展開を進める際にも、事業分野別指針の策定・普及に係る取組との連携を図るべきである。

○地域における支援体制の強化

まち・ひと・しごと創生本部の取組とも連携しながら、地域でサービス産業の生産性向上を推進する産学官金のプラットフォーム作りを推進し、生産性向上の成功事例の共有等を行い、国は、そうした各地域での取組を「見える化」するべきである。

その際、地域の中小企業団体や地域金融機関等にとって地域企業に対する経営支援の際にその前提となる対話や相互理解の「入口」のツールとして策定した「ローカルベンチマーク」の普及とその利活用を推進し、地域のサービス事業者の生産性の向上を後押しすべきである。

○サービスビジネスを担う人材の育成

サービスビジネスを担う人材育成を本格化すべきである。特に、ビジネス分野ごとにどういった人材像が求められるのか、関係省庁と産業界が連携しながら検討し、人材育成プログラムの開発につなげていくべきである。

(14) 中小・小規模事業者

〔基本理念〕

我が国経済の基盤を支えているのは、中堅・中小企業・小規模事業者である。持てる技術等を磨き、新たな市場を開拓していく意欲ある経営者を支えていくことこそが、次の経済成長のタネを生み出していくのである。

政策支援の実効性を高めるには、地域経済を牽引している中核企業に対して政策資源を集中投入し、それにより域内外の取引先企業も含め、地域経済を面的に活性化していくことが必要である。特に、注力すべきは、海外展開支援である。TPP は大きなチャンスである。関係省庁が連携し、海外展開を視野に入れたビジネスモデルの作り込みや海外販路開拓等を支援していかなければならない。

中小企業の支援は、伴走型が基本である。これまでも、中小企業のワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」の質、量双方の充実・強化などに取り組んできたが、今後は、よろず支援拠点を中心に、中小企業団体、金融機関、地方の大学・公的研究機関をネットワーク化し、きめの細かい、事業者のニーズに寄り添える地域の相談体制の更なる充実を行っていかねばならない。

また、下請事業者等の取引条件改善も重要な課題である。適正取引は自由経済のよって立つ基盤であり、また、強靱な下請事業者の存在は大企業自身の国際競争力にもつながるものであり、大企業は社会の公器として、その収益を下請中小企業や地域経済に還元すべきである。そして、中小企業・小規模事業者の賃上げが消費喚起につながることで、日本経済全体が好循環していくこととなる。このため、あくまでも自由な経済活動が基本であり政府による過剰な介入は慎むべきとの認識を基礎としつつ、まずは、「協議による自由な決定」を阻害するような信義則に反する行為には厳しい姿勢で臨むとともに、「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う慣行や文化を我が国に根付かせていくことが重要である。

全国 381 万の中小企業にとって、健全な地域金融システムの構築は、企業経営に不可欠である。危機時における機動的対応をはじめとする資金繰りには万全を期すとともに、金融機関と事業者が、ともに経営改善や生産性の向上に取り組んでいける環境整備を進めていくことが必要である。

地方では、人手不足の波が本格的に押し寄せ始めている。地域の中小企業の人材確保・育成策をきめ細かく講じていく必要がある。

〔政策提言〕

○中核企業支援、海外展開支援の体制の強化

RESAS を活用した地域の中核企業支援体制の充実及び TPP を契機にした地域の中堅企業、中小企業の海外展開支援を強化すべきである。

○地域の相談体制の強化

地域の中小企業者のニーズに応えるきめ細かい相談体制の強化を進めるべきである。具体的には、よろず支援拠点を中心に、中小企業団体、地域金融機関、地域の大学、研究機関等をネットワーク化し、優良事例の共有・横展開と地域のイノベーション力の強化を進めるべきである。

○IT利活用促進等の生産性向上支援

「ものづくり・商業・サービス補助金」をはじめとするあらゆる施策を総動員し、中小企業のIT利活用促進を徹底すべきである。特に、地域の中小企業にとっては、自らのビジネスにどのようにITを活用すれば良いのかわからない場合も多い。こうした場合に、事業者に寄り添って、個々のビジネスの実態に応じて、現場へのIT導入を支援できる体制の整備・活用を早急に進めるべきである。

○下請事業者の取引条件の改善

党における下請対策の提言を踏まえ、取引条件の改善に向けて、政労使合意の早期の実行・徹底とその内容のフォローアップを実施する。また、大企業ヒアリングの実施、産業界の行動計画の策定、法令や運用基準の見直し検討を含めた下請代金法等の運用の徹底・強化、下請ガイドラインの内容の一層の充実、普及啓発、実効性の確保など、必要な対策を講じるべきである。

○中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化

地域金融機関による「ひと手間かけて育てる金融」を実現するため、借り手側の意見も聞きながら、経営者保証に依存しない融資の徹底を図るとともに、資金繰りに万全を期しながら信用保証制度の見直しに向けた検討を進める。また、事業者の過剰債務や後継者不足等に対応するため、事業再生・事業承継を加速させるべきである。さらに、地域企業に対する経営支援の際にその前提となる対話や相互理解の「入口」のツールとして策定した「ローカルベンチマーク」を活用しつつ、事業性評価融資等を一層推進するべきである。

○地域中小企業等における働き手の確保の支援

地域においては、人口減少に伴い、働き手を確保しづらい状況が顕在化し、厳しさが増している。こうした中、地域中堅・中小企業が必要としている人材像を丁寧に把握し、それに対応した人材の確保・育成策をきめ細かく講じていくべきである。

(15) ベンチャー

〔基本理念〕

IoT・ビッグデータ、人工知能時代の到来により、「データ」が付加価値の源泉となる中、ビジネスモデルの移り変わりのスピードは、これまでとは比べ物にならない程早くなっていく。今こそ、斬新なアイデアや技術を基に思い切って勝負をするベンチャー企業による経済の底上げが期待される時である。データ利活用は、インターネット空間でのバーチャルな利活用から、IoTを通じて様々なリアルな現場から収集されるデータ利活用へと舞台が移り変わりつつある。ものづくりに代表されるリアルに強みを持つ我が国は、世界から注目される時代に入ってきているのである。グローバル市場での競争に打ち勝つ「グローバル・ベンチャー」の創出に向け、政策を総動員すべきである。

一口にベンチャー支援と言っても、個々の企業に対する財政的な支援には限りがある。ビジネス分野や成長ステージなどに応じて、どういった支援を行うことが最も効果的なのか、といった視点に立つことが必要である。IoT時代のベンチャーは、ビジネス分野も革新的であることが多いが故に、各省縦割りの支援では、その効果には自ずと限界が生じる。新たな時代に対応した一気通貫型のベンチャー支援体制の構築が強く求められている。

また、我が国にもベンチャー文化は徐々に根付きつつある。成功した起業家というロールモデルも出始め、ベンチャー・起業を目指す若者も増えてきており、更なるベンチャー文化の醸成に向け、こうした人材の育成やグローバル・ベンチャー創出支援に引き続き取り組む。

地方は、イノベーションに適した環境である。大自然に囲まれ、リラックスした雰囲気、自分のペースで自らのやりたいことに集中できる。地方の強みである。実際、そうした地方の強みを最大限に生かした地方発のグローバル・ベンチャーも育ちつつある。地方から世界へ、一気通貫型のベンチャー支援体制を構築する際には、そうした発想を大事にしなければならない。

米国では、成功した起業家をはじめ、地域経済のリーダー、企業など幅広い者が、ビジネスで得た果実等を社会に還元し、社会的課題の解決に貢献していくといったサイクルが形成されている。我が国にもこうしたサイクルを定着させることは、成長と分配の好循環の観点からも極めて重要な課題である。

〔政策提言〕

○地方から世界へ通ずる一気通貫型のベンチャー支援体制の構築

地方の強みを最大限に生かした地方発のグローバル・ベンチャーの創出に向けて、地方から世界へ通ずる一気通貫型のベンチャー支援体制を構築し、その充実を図るべきである。その際には、世界のベンチャー・エコシステムとのネットワークの構築を強く意識しながら、

ベンチャー支援人材のネットワーク化を進め、そうした民間人材の活力が最大限生かされる仕組みとするべきである。

○世界のベンチャー・エコシステムへの接続、世界規模のベンチャーイベントの実現

ベンチャーに挑戦する人材、大企業で新事業に挑戦する人材等を世界のベンチャー・エコシステムに派遣し、現地の投資家や起業家とのネットワーク構築支援を行う施策（例えば、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」など）を、欧州やアジア等へ拡げていくとともに、世界のイノベーションハブとしての求心力向上を目指し、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年において、世界中の一流の経営者、ベンチャー起業家、支援家、投資家等を日本に招き、世界規模のビジネスマッチングイベントを開催することを検討すべきである。

○地方発イノベーション、ベンチャー創出力の強化

地方のベンチャー企業の発掘、支援体制を強化すべきである。合わせて、地方の大学等におけるイノベーション力の強化のため、研究人材の地方移転や事業プロデュース機能の活用を促進するための支援を推進すべきである。

○「国立大学法人改革」「研究開発法人改革」の実現

国立大学法人改革、研究開発法人改革を実現し、指定国立大学法人、研究開発法人が世界に通用するイノベーション創出拠点・ベンチャー創出拠点となり、民間との共同研究、民間からの投資が拡大されるよう、官民の連携及び関係府省の関連施策の充実を図り、民間の投資対象として魅力的な大学、法人となるような積極的な取組を推進すべきである。

○経営レベルでのオープンイノベーションの促進

大企業における研究所のための研究ではなく、経営レベルでのオープンイノベーションが必要であり、これを促進するための支援策を検討すべきである。

○調査分析を踏まえたベンチャー支援の推進

大学発ベンチャーの成長に資する施策を抽出した調査結果を踏まえ、ベンチャー自身の活動及びベンチャーキャピタル等のベンチャー支援者が実施する支援内容が、よりベンチャーの成長促進につながるよう促していくべきである。

○中小・ベンチャー企業立ち上げ時における需要創出支援

中小・ベンチャー企業が行う先進的な技術やサービスとして提供される新規事業等の立ち上げにおいては、市場創出が大きな課題となるため、その呼び水としての初期需要の確保、新製品等の有効性評価や評価結果の反映、販路開拓支援等、国は需要側の視点に立った施策の充実を図るべきである。

○社会的課題の解決に資する資金サイクルの形成に向けた検討

ビジネスで得た果実等を社会に還元し、社会的課題の解決に貢献する資金サイクルの形成に向けた検討をすすめるべきである。

(16) 農林水産業

〔基本理念〕

農林水産業は、日本全体、特に地方の経済を支える基幹産業である。地域の2次産業、3次産業への波及効果も大きく、地方の経済を支え、地域に脈々と受け継がれてきた文化と伝統を守っていくためには、その活性化と、これを通じた地域経済の新たな成長とが不可欠である。このためには、我が国の農林水産業の潜在力を十二分に引き出すことが必要であり、ロボット、IoT、ビッグデータ、AI等の最先端の技術の導入も含め、あらゆる政策手段により、若者や意欲ある農林漁業者が夢や希望を持てる農政新時代を実現しなければならない。

また、我が国では4年後に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会という世界的イベントが予定されている。このイベントを、我が国の農林水産物や飲食料品の世界への売込みと国民へのPRに最大限活用すべきである。

〔政策提言〕

○攻めの農林水産業の実現

TPPは、我が国の農林水産業の潜在力を引き出す大きなチャンスであるが、一方で農林漁業者に不安の声があることも事実である。このような懸念の払拭が何よりも大切であり、万全の対策を講ずるとともに、TPPをチャンスとして生かすため、経営マインドをもった農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しすべきである。

このため、TPP政策大綱に基づき、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業の推進、動植物検疫体制の強化、農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域での担い手の収益力の向上、飼料用米の生産性の向上、チェックオフ制度の導入検討等の取組を着実に実施に移すべきである。

また、農林水産物等の輸出を新たな稼ぎの柱として育てていくべきである。このため、「2020年輸出額1兆円」目標の前倒し達成とより高い目標設定に向け、総合的輸出戦略を策定し、海外の市場開拓や、検疫・規制の課題解決を進めるべきである。

このような取組を進めることにより、食料自給率及び食料自給力（農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者等）を維持向上させるべきである。

○人材力の強化

農山漁村では労働力不足が最大の成長阻害要因となっている。このことは、今後ますます深刻化が予想され、放置すれば農林水産業の成長産業化は絵に描いた餅で終わってしまう。このため、全国に農業経営塾（仮称）を設置し、地域で営農しながらマーケティング、経営ノウハウ等を学べるようにするなど、人材力の強化を図るとともに、若者が農業分野で定着

できるような対策を講ずるべきである。また、経験の浅い農林漁業者であっても熟練者並みの作業を担うことができるような技術開発を推進すべきである。併せて、担い手の経営発展を支援し、2023年までに全農地面積の8割を担い手に集積・集約化すべきである。このために、コスト低減を図りつつ農業農村整備事業を着実に推進するとともに、農地中間管理機構（農地集積バンク）をフル稼働させるべきである。また、価格低下等による収入減少時のセーフティネットとして、収入保険制度を導入すべきである。さらに、経営のレベルアップ等につながる法人化を推進するとともに、本年4月1日から施行された改正農協法等に基づき、地域の農協が自ら、創意工夫を凝らして、農業者の所得向上、農業の成長産業化に全力を挙げることができるようにするべきである。

○農業・農村の所得増大の実現

農林漁業者の所得向上のため、生産コスト改革を断行する。生産資材の価格の引き下げと、農業者が安定して有利に仕入れることができる環境をつくり、併せて、農産物を有利販売できる流通・加工構造を構築すべきである。水田フル活用・6次産業化・地産地消・農商工連携を推進することも重要であり、中山間地域において、中山間地域等直接支払制度の運用改善を行いつつ着実な推進を図るとともに、創意工夫をこらして6次産業化等に取り組んでいる意欲的な農業者の取組や中山間地域におけるインバウンドの戦略的展開等を推進すべきである。また、都市農業振興基本法の制定を踏まえ、都市農地を貴重な「緑資源」と位置づけ、都市農業の安定的な継続と都市農地の確実な保全が可能となるような新たな制度的枠組を構築すべきである。これらにより、国内はもちろん、拡大する世界の食市場も取り込み、2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状約4.7兆円）に拡大し、わが国農林水産業の成長産業化と農業・農村の所得増大を目指すべきである。さらに、産地における高品質な農畜産物の安定生産のため、家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止を徹底すべきである。加えて、すべての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示し、国民の日々の選択が、日本の食と農を支える社会をつくるべきである。

○農業イノベーションの創出

農林水産業の成長産業化のためには、最先端技術の活用により作物の潜在能力を最大限に引き出し、従来の常識を超える農林水産業の実現を目指すべきである。オランダのフードバレーでは、産学が連携した実用志向の粘り強い技術開発により、革新的な温室生産システムを生み出し、そこで生産される作物はもちろん、生産システムさえも海外に輸出できるほどの成果を挙げている。このようなオランダの事例などを参考にして、我が国でも日本版フードバレーを具体化すべきである。また、国・都道府県・大学・民間企業の「知」の総力を結集し、ロボット、IoT、ビッグデータ、AI（人工知能）等の活用などにより、農業イノベーションの創出を進めるべきである。

○東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、国産食品と日本の食文化や花き等

を内外にアピールする場として活用すべきである。このため、今後、大会組織委員会が策定する食材の調達基準が我が国の農業や漁業生産の特色を踏まえたものとなるよう十分な調整を行うべきである。また、生産サイドにおいても、決定された調達基準に速やかに対応できるようにGAP（農業生産工程管理）・HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入や有機農業等の普及に取り組むべきである。

○林業の成長産業化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである新国立競技場を、国産材を利用した都市の木造化・木質化のシンボルとして活用すべきである。現在、我が国の山村には50億m³に達する充実した森林資源がある。これは、戦後、荒廃した森林の造林を続けた先人の努力の賜であり、この貴重な資源を最大限に生かして、森林の整備につなげ、山村の所得向上を実現しなければならない。このためには、CLTの普及など国産材の需要拡大と安定供給が不可欠であり、コンクリート建築が当然と考えられてきた公共建築物、商業施設、中高層住宅等の木造化・木質化を強力に進めるとともに、森林施業の集約化や計画的な伐採・森林整備等により需要に応じた国産材の安定供給体制を構築すべきである。併せて、地球温暖化防止に資する森林吸収源対策を推進すべきである。

○水産業の成長産業化

国際環境の変化に対応できる強い水産業を実現するため、TPP対策の基金の活用等により広域浜プランに基づく漁船導入等を進め、漁業・養殖業の持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図り、水産日本の復活を目指さなければならない。また、我が国漁業の実態を踏まえ、持続的な水産業の基礎たる資源管理等を推進するほか、飼料対策や生産工程管理対策を含む、ブリ、ウナギ等の養殖対策を講じるとともに、地域自らが漁業者の所得向上に取り組む浜プランの策定・実施を進めるべきである。

さらに、こうした漁業・養殖業生産の振興のほかに、産地から消費地までの目詰まりの解消等により、水産物の加工・流通、消費の拡大を促進すべきである。また、養殖水産物をはじめとする水産物の輸出については、農林水産物・食品の輸出額において大きな位置付けにあることを踏まえ、より一層の拡大を目指す。このため、拠点漁港における品質・衛生管理の高度化、水産加工施設のHACCP対応の推進に加え、輸出に必要な証明書の発行手続きの簡素化・迅速化等による輸出コストの低減を図るとともに、現地のニーズに即しつつ、我が国水産物の特色を活かした市場の開拓を推進すべきである。

(17) 観光

〔基本理念〕

我が国は、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つであり、これらの豊富な観光資源を真に開花させることにより、裾野の広い観光を一億総活躍の場とすることが可能である。また、観光は、まさに地方創生への切り札、GDP600兆円達成への成長戦略の柱であり、国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、観光先進国という新たな挑戦に踏み切る覚悟が必要である。このため、従来目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、訪日外国人旅行者数について、2020年には約2倍となる4000万人、2030年には約3倍となる6000万人を目指し、政府一丸、官民一体となって取組を進める必要がある。

その実現に向け、我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくとともに、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していく必要がある。さらに、CIQや宿泊施設、通信・交通・決済等といった受入環境整備を早急に進める必要がある。あわせて、すべての旅行者が旅の喜びを実感できるような社会を築いていく必要がある。

〔政策提言〕

○観光資源の魅力向上・地方創生の推進

観光促進を目的とし、赤坂や京都の迎賓館など、我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設を、ひろく国民、そして世界に開放すべきである。

また、2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で整備すべく、わかりやすい多言語解説などの事業を展開するなど集中的な取組の強化を図り、文化財について、保存優先から観光客目線での理解促進、活用を図るべきである。

さらに、2020年を目標に、全国5箇所の国立公園について、民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善するなど、国立公園の世界水準のナショナルパークとしてのブランド化を図るべきである。

加えて、2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で景観計画を策定するとともに、地域の優れた景観を活かしたモデル地区を選定し、観光サイン、トイレ設置等をパッケージで重点的に支援することにより、目に見えるかたちでの景観形成を促進しつつ、無電柱化を推進するなど、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上を図るべきである。

○観光産業の国際競争力向上・基幹産業化

通訳案内士、ランドオペレーター、宿泊業等にかかる規制・制度の抜本見直しやトップレベルの経営人材育成、民泊ルールを整備、宿泊業の生産性向上などについて、総合パッケージで推進・支援するなど、古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業への取組を行うべきである。

また、欧州・米国・豪州や富裕層、若年層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和、コンベンション施設・ホテル・レストラン・エンターテイメント施設等を活用した IR・MICE の誘致・開催の支援体制の抜本的な改善や制度の整備、首都圏におけるビジネスジャンプの受入環境改善などにより、新しい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現すべきである。

さらに、2020 年までに、世界水準 DM0 を全国 100 形成するとともに、観光地の再生・活性化ファンドや規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な観光まちづくりを実現するなど、疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化すべきである。

○旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくり

世界最高水準の技術活用により革新的な出入国審査の実現を図るとともに、ストレスフリーな通信・交通利用環境の実現、キャッシュレス環境の整備などを図り、ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現すべきである。

また、訪日外国人旅行者向けの安価に利用可能な交通手段の提供を促進するとともに、新幹線開業やコンセッション空港運営等と連動した観光地へのアクセス交通の充実など、「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現すべきである。また、羽田空港の飛行経路の見直し等による首都圏空港の容量拡大や、クルーズ船受入の更なる拡充を図るべきである。

さらに、2020 年までに、年次有給休暇取得率 70%への向上を図るとともに、家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化を図るなど、働きかたと休みかたを改革し、躍動感あふれる社会を実現すべきである。以上の施策と併せ、新たな旅行商品、乗り放題きっぷ等の造成など、観光需要の平準化につながる様々な施策を検討すべきである。

(18) 女性の活躍推進

〔基本理念〕

「女性は成長のエンジン」である。わが国を新たな繁栄へと導くためには、女性の視点と潜在能力をパワーに、これまで社会に定着してきた古い職業意識や労働慣行から脱却し、より柔軟で多様性に富んだ社会への大転換を図ることが不可欠である。

人口減少社会である我が国においては、労働力の確保とともに、労働生産性の向上が必要である。これまで労働市場に参加できなかった女性の活躍は、単に労働力を確保することにとどまらず、長年にわたり男性中心で運営されてきた職場に従来にない多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出につながるものである。

「すべての女性が輝く社会」をめざし、女性が、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望や夢をかなえる政策を進めることにより、経済社会活動のあらゆる場に変革を起こし、これまでにない形での経済成長の実現を可能とする。

〔政策提言〕

- 女性が指導的地位に占める割合を3割程度まで引き上げることをめざし、今年4月に完全施行された「女性活躍推進法」に基づき、企業等が数値目標を含む行動計画の策定と情報の「見える化」を進めることを促すなど、女性参画の拡大に向けた取組や将来に向けた人材育成を進めるべきである。優れた企業に対する認定制度や公共調達受注機会の増大、仕事と家庭の両立支援の取組への助成等の活躍推進インセンティブを拡充する必要がある。
- 女性ならではのアイデア・目線を活かして、ビジネス・事業の起業にチャレンジする女性起業家を育成しなければならない。起業への不安、経営や事業に関する知識・ノウハウの不足、資金調達等の課題について、ワンストップサポート等を通じ支援することが必要である。
- ワークライフバランス実現のため、「働き方改革」と「休み方改革」を推進することが極めて重要である。時間外労働規制の在り方について検討することによる長時間労働の是正、あるいは短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク等により多様で柔軟な働き方の実現、一定の就業時間内での成果や時間当たり生産性を人事評価で重視する企業の取組促進、「イクメン」、「イクボス」も含めた男性の意識改革と職場風土の改革に取り組んでいくべきである。
- 「子ども・子育て支援新制度」に基づく、子育て支援の量的拡充（待機児童を確実に解消するため保育サービスの整備量を40万人から50万人に上積み）と質的改善（保育人材

の確保や給与の改善等)を着実に進めることが急務である。「小1の壁」を打破するための「放課後子ども総合プラン」を着実に実施していくことも必要である。また、病児・病後児保育等の充実に取り組むべきである。

- 非正規雇用の女性の待遇改善を図るため、同一労働同一賃金の実現に踏み込むべきである。
- 配偶者控除や被用者保険の適用など、女性の活躍促進に大きく関連する税・社会保障制度のあり方については、女性の生き方・働き方の多様化した現状を踏まえ、中立的なものとなるよう本格的に見直すべきである。
- 家族の絆を保つとともに、女性の社会的活動の円滑化にも資するため、旧姓の幅広い使用を認める取組を進めることが必要である。まずは、マイナンバーカードにおいて旧姓が使用できるよう改めるべきである。

(19) 規制改革

〔基本理念〕

生産性向上や人材の最大限の活用を通じて我が国経済の潜在成長率を引き上げる観点から、規制改革は重要な鍵である。

全ての規制は、創設当時それぞれの必要性を有していた。しかしながら、例えばIT技術を含め、近年の目覚ましい技術開発に規制が追いついていない面がある。また、働き方のニーズが多様化し、より柔軟な雇用制度が求められている。社会・経済情勢の変化を踏まえ、不断に規制のあり方を検討していくことは新たなビジネスの機会を創造し、また国民に多様な選択肢を提供するために不可欠である。

規制改革の検討においては、単に「新産業」対「既存産業」の対立構造でとらえるのではなく、新たなプレーヤーが生まれることで既存産業も刺激を受け、進化を続けていくような仕組み作りが求められている。このためには、狭義の規制改革だけではなく、関連制度をパッケージで考えていく視点が必要になる。

また、一方向の規制「緩和」ではなく、適正な規制のあり方を模索する規制「改革」でなければならない。合わせて規制の形として、「事前規制型」から「事後チェック型」へ重点を移し、マーケット機能の力も使いながら、如何にして事後チェックを効かせていくかとの観点が重要になる。

〔政策提言〕

- シェアリング・エコノミーを推進する観点から、規制改革を断行していくべきである。例えば、民泊については、周辺住民への影響や既存の旅館・ホテルなどへの配慮も踏まえつつ、普及促進のための規制のあり方を検討していくことが必要で、これは急増する訪日観光客の対応のためにも重要である。
- 多様な働き方を実現するため、制度面の整備を行う。例えば、これまで女性活躍・若者雇用・子育て支援などの分野で進められてきた企業情報開示の取組をより広く展開し、全ての人々が安心して就職・転職できる仕組みを構築する。
- 上記を含め、「規制改革に終わりなし」との理念の下、現在の規制改革会議が設置期限を迎えた後も、世界最高水準のビジネス環境整備や国民の利便性の向上などに向け、所管府省のみならず政府全体、さらには民間サイドの知見も十分に活用して取組が進められるよう、所要の体制を検討していく。

(20) 地方創生の推進

〔基本理念〕

人口減少を克服し、日本経済を再生する主役となるのは地方であり、大きな可能性を秘めた地方経済の活力を高め、全国で景気回復を実感できることこそが、真のアベノミクスの成功である。

そのためには、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、「一億総活躍社会」を実現する上で、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルを克服する地方創生の推進が、最も緊急度の高い取組の一つであるとの認識のもと、「名目 GDP600 兆円の実現」に向けて、ローカル・アベノミクスのさらなる推進を図らなければならない。

こうした現状を踏まえ、現在の施策の実行・拡充にとどまらず、地方の稼ぐ力を引き出し、東京一極集中を是正するための対策・取組をさらに強化し、地方の人口流出と地方経済の縮小に歯止めをかける事業を推進していく中で、地方へのローカル・アベノミクスの浸透を図る必要がある。

〔政策提言〕

- グローバルな展開も視野に入れたイノベーションが地方においても生み出されるよう、地域の大学、研究機関、金融機関や中小企業等が連携した地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成を促進するとともに、自動車製造業や造船業のように、世界的に活躍し地域を牽引する企業が更に成長するため、また、潜在成長力のある企業が地域の中核企業へと成長するための支援策を講じ、地域発のグローバルイノベーションの創出を推進するべきである。
- ビッグデータのさらなる活用を進めるため、地域経済循環分析や地域経済の労働生産性の分析等に関して、「地域経済分析システム (RESAS)」のデータを強化するとともに、活用方法等について周知すべきである。また、地域の中小企業が効率よく外需を取り込むことができるよう RESAS を活用し、ビッグデータを解析して抽出したコネクターループ企業の支援に取り組むべきである。
- 既に地域に豊富に存在する、観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域産品や自然などの地域資源を活用し、農林水産業・観光等を「稼ぐ力」のある成長産業化させるために、地域固有の景観を守り、育て、活用する取組を目に見えるかたちで強力に進めるとともに、地域のしがらみや人材不足の問題を克服し、必要な人材を呼び込み、域外からの投資を促すような積極的な環境整備を図るべきである。また、独自の販路開拓やブランド化、

地域資源を活用した戦略的な海外展開等を進めるべきである。

- 地域の生産性向上に向け、地域企業間の連携を促し、ITをはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促すべきである。また、経営人材の育成、特に、ビジネスチャンスを見逃さずチャレンジするための人材や効率化・生産性向上のための取組を進める人材の育成、さらには、生産性の向上に資する社会システムの整備にも注力し、地域の産業全体の生産性の向上を図るべきである。
- 東京への一極集中を是正するため、地方で安定した雇用が確保されるよう、特に、東京からの本社機能の移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進するとともに、政府関係機関の地方への移転も積極的に推進するべきである。また、全国の各地方大学や高等専門学校、専修学校における地域貢献と人材育成を強化するとともに、各地方大学において特色のある教育研究が行われるよう、地方大学を教育研究機関の拠点としていく取組を進めるべきである。
- 地方移住の推進に資する取組として、地方へ移り住み、地域社会での健康でアクティブな生活を望む中高年齢者の希望を叶えるため、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC（※））構想」の実現に向けた取組を進めるべきである。他方で、地方の衰退を招く少子化への対応策としては、これまでの国全体の画一的な対策から、地域ごとの実情・課題に対応した細やかな少子化対策への転換を推し進めるべきである。
（※「Continuing Care Retirement Community」）
- 魅力ある地方都市の再生により地方への人の流れと「稼ぐ力」を生み出すとともに、地域経済を支えるサービス産業の生産性向上等のためコンパクトシティの実現と周辺等の交通ネットワーク形成に積極的に取り組むべきである。また、地域の「稼ぐ力」の向上に向け、空き家等のリノベーション事業など地域での自立的な民間活動を促進するべきである。さらに、集落生活圏において必要な生活サービスが提供される体制を確保するとともに、それぞれの地域の特性を活かした持続的な収入モデルの構築を支援するべきである。
- 各地方の実情に応じた意欲的かつ先進的な取組を複数年にわたり安定的に支援するため、地方創生推進交付金の活用を図るとともに、名目 GDP600 兆円を達成するためにも、交付金を受けて実施された事業の達成状況について毎年度検証を行い、地方創生推進交付金をより効果的なものとしていくべきである。

(21) 社会インフラ整備

〔基本理念〕

600兆円経済の実現を図るため、厳しい財政制約、人口減少下においても、ストック効果の高い社会資本整備を進めることにより、力強い経済成長を実現し、地方創生、国土強靱化を推進し、わが国全体の生産性を飛躍的に高めなければならない。

人口減少・高齢化が進行する中で、必要な機能を維持しつつ、国公有財産の有効活用を図ることで、持続可能な都市構造を実現する。それにより、まちの賑わいの創出、市民生活の利便性向上等の地域の活力を高めていく。また、PPP/PFIを積極的に活用し、民間のビジネス機会の拡大、地域経済の好循環を図る。

建設産業の担い手の高齢化や若手入職者の減少が進む中、技能労働者の中長期的な人材確保と育成に向けた構造的な改革や、新技術・新工法の活用等による建設生産システムの生産性の飛躍的な向上を図り、建設産業を若者が夢と希望を持って参画できる最先端産業に刷新しなければならない。

〔政策提言〕

- 生産基盤の強化、地方創生、国土強靱化、インバウンド観光・TPPへの対応等のため、ストック効果の高い高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの整備、港湾（国際コンテナ・バルク戦略港湾、地域基幹産業支援、国際クルーズ拠点）の整備、国際拠点空港（首都圏、中部圏、近畿圏）の整備などの事業への投資を計画的に推進していくべきである。
- 社会資本の整備については、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、老朽化対策などの分野に重点化するとともに、既存施設を最大限活用（飛行経路の見直し等による羽田空港の機能強化等）し、ストック効果が最大限発揮されるよう戦略的な取組を安定的・持続的に進めるべきである。
- また、人口減少下においても生産性の向上による持続的な経済成長を実現していくため、効率的な渋滞解消策等による社会のベースの生産性の向上、物流効率化、ICTの導入等による産業別の取組など、生産性の革新的な向上を強力に推進（生産性革命）すべきである。
- 社会資本ストックの維持管理・更新費用の増加を効果的に抑制し、良好な状態を維持できるように公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定と計画の着実な実行を図るべきである。また、計画の策定を通じて地域のストックの適正化を図るべきである。
- 持続可能な都市構造を実現するため、立地適正化計画や地域公共交通の連携を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進すべきである。また、これにより、民間都市再生事業をはじめ、地域に資金の流れを生み民間投資を大きく誘発する都市開発等の促進や、地域の「稼ぐ力」を高める民間活動への支援にも取り組みながら、まちの賑わいの

創出、住民の健康増進、市民生活の利便性向上、サービス産業の効率性向上などの都市の生産性の向上を図るべきである。

- 土地・不動産について流動化等を通じた有効活用を図り、観光、物流、ヘルスケア等の成長分野における質の高い不動産の再生など、新たな需要の創出、健全な投資の促進を図るべきである。
- 国公有地の未利用資産等や売却可能な資産に関する情報の「見える化」を進め、これらについて、民間からの提案も活用しつつ、有効活用の促進を図るべきである。高齢者・子育て支援のための活用も積極的に図るべきである。
- 世帯数の減少に伴う空き家の増加が、防犯・防災上の懸念となっている。危険家屋の除却の仕組みなども活用した早急な対策を推進すべきである。また、中古住宅のリフォームや、良質な中古住宅を市場に流通させ、空き家増加を抑制する取り組みを強化するべきである。特に自立的な民間活動を促進し、地域の「稼ぐ力」を高める観点からも、志ある資金等を活用した空き家・空き店舗のリノベーション事業等を促進するべきである。
- 公共施設や社会資本の整備・運営に民間の資金・ノウハウを十分に活用するため、地域が自らの資源・人材を活かしたPPP/PFIのプロジェクトを発掘・計画・推進できるよう官民一体となって推進し、民間のビジネス機会を拡大し、地域経済の好循環を促していくべきである。
- 建設現場におけるICTの全面的な活用や施工時期の平準化など、調査・測量、設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて生産性を向上させる「i-Construction」を推進し、建設現場における処遇や労働環境を改善すべきである。
- 増大する社会資本ストックの長寿命化を図るため、インフラ長寿命化計画の着実な実施のほか、メンテナンス産業の振興とメンテナンス人材の育成を推進すべきである。
- 上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、効率的な整備・管理のため、必要に応じ、事業の広域化を行うべきである。また、多様なPPP/PFIの積極的な活用を検討すべきである。
- 建設産業における技術者、技能労働者の処遇改善や若者、女性が夢や希望を持って活躍ができるよう就労環境を整えることにより、今後の労働力人口の減少に万全を期すべきである。
- 2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会に向けた公共交通機関における先進的なバリアフリー対応の推進により、観光客受入環境整備等を通じた地域の活性化を図るべきである。

(22) TPPの活用

〔基本理念〕

TPPは、世界のGDPの約4割、我が国からの輸出額の約3割を占める巨大な市場において、関税撤廃のみならず、投資、サービスの自由化、知的財産の保護、電子商取引、ビジネス関係者の一時的入国など幅広い分野で新しいルールを構築するものである。TPPの活用により、輸出の拡大や我が国企業の海外展開、イノベーションの促進等を通じ、我が国の経済成長が加速することが期待される。

TPPの中堅・中小企業へのメリットは大きい。例えば、TPPにより工業製品の99.9%の関税が撤廃されることになるが、これは、輸出の拡大という直接の効果のみならず、取引先企業の輸出拡大を受けた受注増加を通じて、中堅・中小企業に大きなメリットをもたらす。また、関税以外にも、通関手続の迅速化や技術移転要求の禁止など、中堅・中小企業が海外展開するにあたって直面する様々な課題に対応するためのルールが盛り込まれている。

また、原産地規則の完全累積制度の下では、中堅・中小企業を含め、日本の企業がその強みを他のTPP参加国の企業の強みと組み合わせることで最適なサプライチェーンを構築することにより、TPP域内への展開が可能になる。

このようなTPPによってもたらされるチャンスを活かし、海外への販路拡大をしようとする中堅・中小企業を支援することは大きな意義を持つ。その際、中堅・中小企業が海外への販路拡大をするに当たり抱える課題は多様であることから、ニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが重要である。

さらに、我が国企業が各国の様々な企業、産業と連携することで、高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、更に貿易・投資が拡大するという好循環を生み、累積的な経済成長につなげる必要がある。

〔政策提言〕

- ジェトロ、中小機構などの支援機関の参加を得て本年2月に設立された「新輸出大国コンソーシアム」について、支援機関による連携や専門家による支援を一層充実・強化することにより、その活用をさらに進め、TPPを契機とした海外への販路拡大を図る中堅・中小企業への支援を強化すべきである。

- TPP協定により小売業の外資規制が緩和されたことにより、アジアを中心にコンビニエンス・ストア等の小売業のさらなる海外進出が期待できることから、コンビニエンス・

ストアのネットワークやインスタショップを活用し、我が国の中堅・中小企業の優れた食品・日用品などの販路開拓を進めるべきである。

- TPPを契機に多様な主体の活力を最大限活用して日本産農林水産物・食品の輸出を拡大するためには、戦略的な輸出体制を整備することによりマーケティングを強化し、オールジャパンでの、現地ニーズなどの輸出促進に資する情報の一元的な提供、プロモーションの統一的・戦略的实施、供給面の対応や輸出環境の整備などを行うことが重要。また、戦略的な動植物検疫協議や日本発の食品安全管理規格等の策定を進めるとともに原発事故に伴う風評被害の払拭を図りつつ、諸外国の食品輸入規制の撤廃等の輸出環境の整備を図るべきである。
- TPPを契機に、我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指し、我が国の強みを生かし、外国企業の投資や国内企業との連携を促進する方策や、外国企業進出の障害となっている課題の解決策を講じて、対日直接投資をさらに進めるべきである。
- TPPの早期発効と参加国・地域の拡大に向けた働きかけを行うとともに、今後、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなど、他の広域経済連携の交渉を加速させる。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となるべきである。

(23) インフラシステム輸出

〔基本理念〕

新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に対し、各国の受注獲得競争が一層激化する中、2020年に約30兆円というインフラシステム受注目標の達成に向けて我が国が受注を獲得していくため、インフラシステム輸出戦略（平成25年5月策定、平成26年6月及び平成27年6月改訂）に定める具体的施策を推進し、我が国企業のグローバル競争力強化に資する施策の拡充とその着実な実施に取り組むことが重要である。そのため政府は、公的出融資や貿易保険等の支援のみならず、現地インフラ事業に携わる産業人材の育成、日本企業のビジネス展開にも不可欠な制度構築支援、戦略的な対外広報、「質の高いインフラ」の国際的スタンダード化といった取組も含めて様々な政策ツールを効果的に組み合わせることにより、日本のインフラ事業の魅力を一層高め、ライバル国との差別化を図り、官民一体の受注に向けた取組を主導する必要がある。

〔政策提言〕

○各国・国際機関と協働した「質の高いインフラ投資」の推進

2015年5月に安倍総理から発表された「質の高いインフラパートナーシップ」とその更なる具体策（同年11月発表）に盛り込まれた施策を着実かつ効果的に実施・活用することを通じ、各国・国際機関と協働して「質の高いインフラ投資」を推進し、世界の膨大なインフラ需要を取り込んでいくべきである。この際、アジアに限らず、全世界の幅広いインフラ需要に応えるため、リスクマネー供給拡大に資する関係機関の体制・機能強化等が重要である。

○過去のインフラ案件の教訓・課題の整理と活用

競合国によるインフラ支援の動向を注視しつつ、相手国の状況や事業の性格に応じた柔軟且つ迅速な支援を行うことが重要である。各国間で熾烈な受注争奪戦が展開される中、地域・国ごとに焦点となるプロジェクトを明確化するとともに、過去のインフラ案件における事例を分析の上、教訓・課題・対策を整理し、関係機関等で共有して今後の受注に活かす体制整備を行うべきである。その上で、既存の施策で不十分と考えられる場合には、その更なる拡充を図るべきである。

○相手国の産業政策・開発計画・課題解決への戦略的関与

政府間対話の枠組、総理・閣僚のトップセールス、現地大使等と先方政府とのネットワーク等の活用を通じ、相手国政府の産業政策、開発計画、課題解決に関与することが有益であ

る。こうした政府間対話の枠組と、人材育成、制度構築支援等の各種支援ツールの戦略的活用を、民間企業のインフラ案件の実施・受注に向けた活動と連携させるべきである。

○戦略的な人材育成の実施

「産業人材育成協カイニシアティブ」（平成 27 年 11 月公表）の着実な実施を含め、インフラ分野のエンジニア育成など、持続的成長に資する産業人材の育成を推進すべきである。その際、産業人材の即戦力の育成のみならず、高等専門学校を含む我が国高等教育機関や研究機関による教育・研究協力も必要である。また、日本企業の現地拠点におけるインフラプロジェクトの設計、運営・保守等の実務に携わる現地人材の育成を支援し、インフラ受注に係る競争力の強化を目指すべきである。さらに、インフラ整備計画の意思決定上のキーパーソンとなる政府関係者等に対し、我が国が比較優位にある環境、安全、エネルギー効率等に関する認識を高め、それらの基準を、相手国の具体的規制、評価基準の形で組み込んでいくことを狙いとする戦略的な人材育成を推進すべきである。

○「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化

「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化を図るため、統一方針の下に関係省庁が横断的に連携し、戦略的な広報を実施すべきである。その際、我が国の「質の高いインフラ」の解説やブランド発信を、対象に応じた効果的な手段を用い、展開することが重要である。また、国際会議等において「質の高いインフラ投資」の発信を行うべきである。

国際開発金融機関が実施する案件については、インフラの質の高さを考慮した調達制度改革が行われるよう働きかけを行うべきである。分野別の取組としては、APEC において、発電所の質の高さを担保するためのガイドラインを年度内に策定するよう取り組むとともに、その国際標準（ISO）の提案に向けた検討を開始すべきである。加えて、その他の分野においても、どのようなアプローチで進めていくことが効果的かを検討すべきである。

○円借款や海外投融資の一層の迅速化

新興国からインフラ案件の早期完工を求める動きがますます強まっていることに対応するため、円借款や海外投融資の迅速化のために改善された制度の活用を促進するとともに、相手国政府に対して新制度の周知を図っていくべきである。

○国際開発金融機関との連携強化

我が国人材の採用促進等により国際開発金融機関との連携を推進することを通じて、それら機関によるインフラ案件組成の上流段階から積極的に関与することが重要である。アジア開発銀行（ADB）と独立行政法人国際協力機構（JICA）により合意された信託基金や協調融資の新たな取組については、その活用を促進し、具体的な案件の組成と投融資を実現すべきである。また、ADB 以外の国際開発金融機関とも、同様の協力関係を構築していくべきである。

【『2020 ジャパンチャレンジ』プロジェクト“10”】

上記（１）から（23）の個別分野の政策に関し、日本経済再生本部・経済好循環実現委員会においては、昨年とりまとめた「『2020 ジャパンチャレンジ』プロジェクト“10”」について、各省横断的にその詳細なフォローアップを行い、提言「横串と団子・2016 ー好循環サイクルの加速化ー」をとりまとめた。

プロジェクト“10”は個別分野の政策を横断的に実現する「エンジン」としての役割を果たすものであり、党として、確実に実行していく。

5. 現下の経済状況への対応

（１）現下の経済状況と内外のリスク要因

我が国経済は経済再生・デフレ脱却に向けて大きく前進しており、その良好なファンダメンタルズに大きな変化はない。アベノミクスの取組により、企業収益は過去最高水準となり、3年連続でベースアップの流れも広がりつつある中で、賃金等の上昇や世帯収入の増加など雇用・所得環境は大きく改善した。

しかし、海外経済に弱さが見られる中で、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠く状況にある。具体的には、年初来、中国の成長鈍化、石油など資源価格の急落、金融資本市場におけるリスクオフの動きなどが存在し、地方においては景気の緩やかな回復基調を実感できないところも多い。

世界の景気は、全体としては緩やかに回復しており、年初来の不安定さは外的要因に由来するものとはいえ、これまでの企業行動や消費行動の背景には、人口減少・高齢化社会の下での期待成長率の低下、IT化などの技術革新を生かしきれていない生産性の低い働き方の継続、未だ実感に乏しい子育て環境や現役世代の先行き不安などが根強く存在する。こうした構造的課題に対処することで、生産性、イノベーション力、潜在成長率を引き上げると同時に、新市場を開拓し、国民の潜在需要を掘り起こし、需要を拡大していくことが重要である。

同時に、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要である。昨年閣議決定した「経済・財政再生計画」の初年度の予算となる28年度予算を着実に実施するほか、アクション・プログラムに沿ってワイズ・スペンディングを強化するなど、経済・財政一体改革を引き続き推進していく必要がある。

また、G7サミット議長国として、不透明感を増す世界経済の持続的かつ力強い成長に向け、我が国がリーダーシップを発揮することが、世界経済、日本経済双方にとって極めて重要な課題となっている。

（２）必要な政策対応について

現下の経済状況を踏まえ、平成27年度補正予算の早期実施はもちろんのこと、平成28年度予算について、できる限り上半期に前倒して実施し、早期に効果を発揮させていくべきである。

G7サミット議長国として、世界経済のかじ取りにリーダーシップを発揮するため

の機動的経済財政運営を検討すべきである。例えば、G7サミットにて先進国が世界経済を牽引する責任を果たしていくため、金融政策・財政政策・構造政策を総動員した政策協調を行う「G7版三本の矢」を提示しつつ、我が国が率先して政策を実行に移すことを表明すべきである。

「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた施策について、可能なものから、順次速やかに実行していくべきである。

日本経済再生本部　－600兆円経済の実現・マクロ経済の在り方の検討－

【第1回】1月26日（火）8:00

1. 「600兆円経済の実現に向けた課題について」
2. 「現下の経済情勢について」
 - ・内閣府からのヒアリング

【出席省庁：常時出席省庁】

【第2回】2月8日（月）15:30

1. 「マイナス金利付量的・質的金融緩和」
2. 「展望レポート」
 - ・日銀からのヒアリング

【出席省庁：常時出席省庁、日本銀行】

【第3回】2月10日（水）8:00

1. 「官民対話の状況・『成長戦略の進化のための今後の検討方針』について」
 - ・日本経済再生総合事務局からのヒアリング
2. 「内部留保の状況と活用（設備投資・労働分配率向上・取引価格の転嫁等）について（1）」
 - ・経団連、同友会、日商、中小企業団体中央会からのヒアリング

【出席省庁：常時出席省庁、公正取引委員会】

【第4回】2月18日（木）8:00

1. 「内部留保の状況と活用（設備投資・労働分配率向上・取引価格の転嫁等）について（2）」
 - ・伊藤邦雄 一橋大学大学院商学研究科特任教授 「伊藤レポートについて」
 - ・個別企業のベストプラクティス（オムロン㈱、㈱シード、㈱日立製作所）

【出席省庁：常時出席省庁】

【第5回】2月25日（木）8:00

1. 600兆円経済に向けた成長の道筋（資本・労働・生産性、成長と分配の好循環）
2. 「個人消費の拡大策について」
 - ・内閣府からのヒアリング

【出席省庁：常時出席省庁】

【第6回】3月3日（木）15:00

1. 「労働市場について（1）」（ミスマッチ、ボトルネック（対応策を含め）等）
 - ・厚生労働省からのヒアリング
 - ・阿部正浩 中央大学経済学部教授 「労働市場について－ミスマッチ・ボトルネック対策－」

【出席省庁：常時出席省庁】

【第7回】3月10日（木）8:00

1. 「現下の経済情勢と内外のリスク要因」
 - ・内閣府からのヒアリング
 - ・上野泰也 みずほ証券金融市場調査部チーフマーケットエコノミスト
 - ・永濱利廣 第一生命経済研究所主席エコノミスト

【出席省庁：常時出席省庁、日本銀行】

【第8回】3月17日(木) 16:00

1. 「金融政策・資金供給について」(リスクマネー、官民ファンド(活性化を含む)、日本銀行のETF購入、FinTech等)

- ・金融庁、日本銀行、東京証券取引所からのヒアリング
- ・官民ファンド4社からのヒアリング「現状における課題と今後の対応について」(株産業革新機構、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)、(株)海外需要開拓支援機構)

【出席省庁：常時出席省庁、農林水産省、日本銀行、東京証券取引所】

【第9回】3月22日(火) 12:00

1. 「規制改革をめぐる検討状況と今後の課題」

- ・内閣府からのヒアリング
- ・大田弘子 政策研究大学院大学教授(規制改革会議議長代理)

【出席省庁：常時出席省庁】

【第10回】3月24日(木) 8:00

1. 「イノベーションと人材育成について」

- ・内閣府からのヒアリング「第5期科学技術基本計画について」
- ・文部科学省からのヒアリング「産学連携、大学改革、人材育成について」
- ・経済産業省からのヒアリング「オープンイノベーション、ベンチャー支援等について」

- ・富田 勝 慶應義塾大学教授 先端生命科学研究所 所長

【出席省庁：常時出席省庁、文部科学省】

【第11回】3月29日(火) 8:00

1. 「労働市場について(2)」(日本型雇用システム(同一労働同一賃金を含めて)、労働生産性)

- ・厚生労働省からのヒアリング
- ・内閣官房からのヒアリング(同一労働同一賃金について)
- ・佐藤博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授

【出席省庁：常時出席省庁】

【第12回】3月31日(木) 11:00

1. 「第4次産業革命について」(労働政策と人材育成)

- ・経済産業省からのヒアリング『産構審新産業構造部会』について報告
- ・厚生労働省からのヒアリング『第4次産業革命と労働市場の在り方』について報告

【出席省庁：常時出席省庁、文部科学省】

【第13回】4月5日(火) 8:00

1. 「TPPの下での新たなグローバルチェーンの構築戦略」

- ・経済産業省からのヒアリング
- ・浦田秀次郎 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

【出席省庁：常時出席省庁、農林水産省、国土交通省】

【第14回】4月12日(火) 12:00

1. 足元の経済運営について
2. 600兆円の経済成長戦略について

【出席省庁：常時出席省庁、日本銀行】

【第15回】4月14日(木) 16:00

1. 案文

【出席省庁：常時出席省庁、関係省庁】

【第16回】4月19日（火）8:00

1. とりまとめ

【出席省庁：常時出席省庁、関係省庁】

(注)常時出席省庁：内閣府、日本経済再生総合事務局、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、金融庁